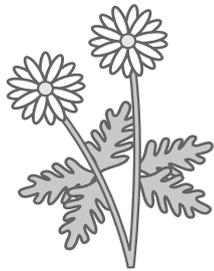
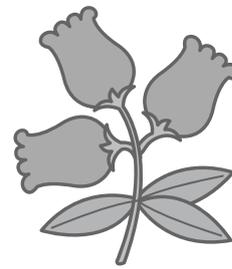


# もくじ

この冊子は、  
能美市及び県・国等において  
実施している保健・福祉サービス  
並びに各種保険制度について  
その概要をまとめたものです。



各サービス等の  
内容については、  
制度改正により  
変更になる場合がありますので  
ご注意ください。



- ライフステージにおいて利用できるサービス一覧… 巻頭 1
- 個人番号の確認について …… 表 1
- 能美市相談窓口一覧 …… 表 2
- インクルーシブ施設一覧 …… 表 4

## 1 子育て支援

### 【児童福祉サービス】

- ① 保育サービス
  - 1 認定こども園 …… P1
  - 2 通常保育 …… P1
  - 3 休日保育 …… P1
  - 4 延長保育 …… P1
  - 5 病後児保育 …… P1
  - 6 病児保育 …… P2
  - 7 保育料等 …… P2
  - 8 一時保育 …… P2
  - 9 マイ保育園登録事業 …… P2
- ② 子育て支援サービス
  - 1 児童館一覧 …… P3
  - 2 放課後児童クラブ …… P3
  - 3 ファミリー・サポート・センター事業 …… P4
  - 4 子育て支援センター …… P4
  - 5 こども相談ステーション …… P4
  - 6 育児・健康相談アプリ「HELPO」 …… P4
  - 7 児童手当 …… P5
  - 8 妊産婦医療費助成 …… P6
  - 9 乳幼児・児童医療費助成 …… P6
  - 10 未熟児養育医療給付金 …… P7
  - 11 子宝支援給与金(不妊治療費助成)(不育症治療費助成) …… P7
  - 12 子育て短期支援事業(ショートステイ) …… P8

### 【ひとり親家庭福祉サービス】

- ① 手当・医療助成
  - 1 児童扶養手当 …… P9
  - 2 ひとり親家庭等医療費助成 …… P11
- ② 就労・生活支援制度
  - 1 高等職業訓練促進給付金支給 …… P12
  - 2 自立支援教育訓練給付金支給 …… P12

### ③ 貸付制度など

- 1 母子父子寡婦福祉資金貸付金 …… P13
- 2 交通遺児等育成資金貸付 …… P13
- 3 交通災害等遺児すこやか資金 …… P13
- 4 その他 …… P13

## 2 介護・福祉

### 【高齢者福祉サービス】

#### 高齢者福祉サービス

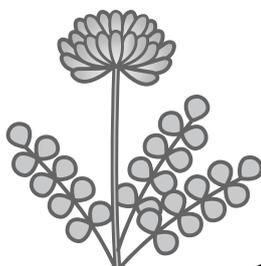
- 1 在宅寝たきり老人等介護慰労金支給事業 …… P15
- 2 介護用品購入助成事業 …… P15
- 3 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業 …… P15
- 4 訪問理美容サービス事業 …… P15
- 5 日常生活用具等貸与事業 …… P15
- 6 緊急通報システム設置事業 …… P16
- 7 入浴サービス事業 …… P16
- 8 公衆浴場入浴サービス事業 …… P16
- 9 在宅支援型住宅リフォーム推進事業 …… P17
- 10 元気高齢者報奨事業 …… P17
- 11 高齢者ちょこっとお助け隊事業 …… P17
- 12 老人福祉センター …… P18
- 13 徘徊高齢者(障害者)等家族支援サービス事業 …… P18
- 14 配食サービス事業 …… P18
- 15 認知症高齢者見守りSOSネットワーク事業 …… P18
- 16 特例短期入所サービス利用支援事業 …… P18
- 17 高齢者向けの住まい …… P19

#### 【介護保険制度】

#### 介護保険制度・サービス

- 1 介護保険制度について …… P20
- 2 介護保険サービスの内容 …… P21
- 3 費用の支払い …… P25
- 4 地域支援事業 …… P25
- 5 傾聴ボランティア・地域福祉委員会活動推進 …… P27
- 6 介護保険サービス利用者の負担軽減 …… P28
- 7 介護保険料について …… P30

サービスを利用したり、  
また内容について  
さらに詳しく知りたい場合は、  
各関係機関に気軽に  
お問い合わせください。



## 【障がい者福祉サービス】

障がい者（児）福祉サービス概要一覧 …… P33

① 各種障害者手帳について …… P34

② 生活支援・社会参加促進サービス

1 障害福祉サービス・地域生活支援事業 …… P35

2 日常生活用具給付等事業 …… P40

3 補装具の給付 …… P44

4 軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業 …… P44

5 福祉タクシー利用助成事業 …… P44

6 福祉移送サービス（外出支援サービス）……（P97参照）

7 介護用品購入助成事業……（P15参照）

8 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業……（P15参照）

9 訪問理美容サービス事業……（P15参照）

10 徘徊高齢者（障害者）等家族支援サービス事業…（P18参照）

11 配食サービス事業……（P18参照）

12 緊急通報システム設置事業……（P16参照）

13 身体障害者介助用自動車改造費助成事業 …… P45

14 自動車運転免許取得費助成事業 …… P45

15 自動車改造費助成（本人運転）事業 …… P45

16 地域生活支援拠点等整備事業 …… P46

17 入浴サービス事業……（P16参照）

18 在宅支援型住宅リフォーム推進事業……（P17参照）

19 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 …… P46

20 障害者等権利擁護推進事業 …… P46

21 ヘルプカード・ヘルプマーク …… P46

③ 医療費助成

1 心身障害者（児）医療費助成事業 …… P47

2 更生医療（自立支援医療） …… P47

3 育成医療（自立支援医療） …… P48

4 精神障害者通院医療費公費負担（自立支援医療）… P49

◎ 自己負担助成制度 …… P49

5 指定難病医療費（特定医療費）助成制度 …… P50

◎ 指定難病医療費自己負担金助成事業 …… P50

④ 手当・年金など

1 障害基礎年金 …… P51

2 障害厚生年金 …… P51

3 特別障害者手当 …… P51

4 障害児福祉手当 …… P52

5 特別児童扶養手当 …… P53

6 心身障害児扶養手当 …… P53

7 心身障害者（児）扶養共済制度（掛金助成制度含む） P53

◎ 心身障害者（児）扶養共済制度掛金助成制度 …… P53

8 医療的ケア児サポート事業 …… P53

9 医療的ケア児レスパイト支援事業 …… P53

⑤ 税の優遇制度

1 所得税、住民税の障害者控除 …… P54

2 自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割・種別割）… P54

3 その他の税 …… P56

⑥ 各種割引等

1 JR 旅客（鉄道）運賃 …… P56

2 IR いしかわ鉄道（株）旅客運賃 …… P56

3 のと鉄道（株）旅客運賃 …… P56

4 北陸鉄道（株）旅客運賃 …… P56

5 乗合バス旅客運賃 …… P56

6 タクシー運賃 …… P56

7 航空運賃 …… P56

8 有料道路通行料金割引 …… P57

9 NHK 放送受信料減免…… P57

10 NTT 番号案内料免除…… P58

11 盲人用点字小包の無料配達 …… P58

12 携帯電話割引サービス …… P58

13 指定宿泊施設利用助成 …… P58

14 県有施設の障害者割引 …… P59

15 郵便による不在者投票 …… P59

16 駐車禁止除外 …… P59

17 いしかわ支え合い駐車場制度 …… P60

⑦ 教室・相談事業

1 視覚障害者生活訓練事業 …… P61

2 相談支援事業 …… P61

3 身体障害者相談員・知的障害者相談員 …… P61

## 【その他の福祉制度】

- ① 生活保護制度・関連する制度
  - 1 生活保護制度 ..... P62
  - 2 生活困窮者自立相談支援事業 ..... P63
  - 3 ひきこもり支援ステーション事業 ..... P63
  - 4 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 ..... P63
  - 5 社会参加サポート事業 ..... P63
  - 6 権利擁護推進事業 ..... P64
  - 7 無料・低額診療事業 ..... P64
- ② 能美市がん患者補正具等購入費助成事業 ..... P64
- ③ 民生委員・児童委員 ..... P65
- ④ 高齢者の就労(シルバー人材センター) ..... P66

## 3 保険・年金

### 【国民年金】

- ① 国民年金の加入と手続き
  - 1 加入者について ..... P67
  - 2 手続きについて ..... P67  
(保険年金課、寺井・根上サービスセンターで手続き)
- ② 国民年金の給付の種類 ..... P68
- ③ 国民年金保険料について
  - 1 国民年金保険料の額 ..... P69
  - 2 保険料の免除・猶予制度について ..... P69
  - 3 保険料の追納について ..... P71

### 【国民健康保険・後期高齢者医療制度】

- ① 国民健康保険
  - 1 医療保険のしくみ ..... P72
  - 2 国民健康保険の加入者 ..... P72
  - 3 療養費の給付 ..... P73
  - 4 入院時の食費負担 ..... P73
  - 5 高額療養費の支給 ..... P73
  - 6 高額介護合算療養費 ..... P74
  - 7 その他の給付 ..... P74
- ② 高齢受給者(70歳から74歳まで)の医療
  - 1 高齢受給者の一部負担金 ..... P75
  - 2 高齢受給者の自己負担限度額 ..... P75
- ③ 保健事業 ..... P76
- ④ 国民健康保険税
  - 1 保険料の額 ..... P77
  - 2 軽減制度 ..... P77
  - 3 保険税の納付 ..... P77
- ⑤ 後期高齢者医療制度
  - 1 保険料の額 ..... P78
  - 2 自己負担割合 ..... P79
  - 3 軽減制度 ..... P80
  - 4 医療の給付 ..... P80
  - 5 高額療養費 ..... P80
  - 6 入院時の食費負担 ..... P80

## 4 健康・保健

### 【保健事業】

- ① 検(健)診事業
  - 1 健康診査・がん検診 ..... P81
  - 2 人間ドック・脳ドック ..... P82
  - 3 全身がん検査(DWIBS・PET 検査)費用助成 ..... P82
- ② 教室・その他の事業
  - 1 健康教室および相談 ..... P83
  - 2 健康づくり ..... P83
  - 3 たばこ対策 ..... P83
  - 4 糖尿病性腎症重症化予防対策 ..... P83

- ③ 母子保健事業
  - 1 妊娠したとき ..... P84
  - 2 赤ちゃんが生まれてから ..... P85
  - 3 子育てアプリ「はぐはぐ」 ..... P85
- ④ 予防接種事業
  - 予防接種一覧 ..... P86
- ⑤ 予防接種費用助成事業 ..... P87

## 市立病院

- ① 市立病院
  - 1 外来診療科 ..... P89
  - 2 入院設備 ..... P90
  - 3 利用のご案内 ..... P90
  - 4 地域医療推進センターの各種サービス ..... P91
- ② 介護老人保健施設「はまなすの丘」
  - 1 施設の概要 ..... P92
  - 2 利用者負担 ..... P93

## 社会福祉協議会

- ① ふれあい活動、見守り・支え合い事業の開催や活動支援
  - 1 見守りネットワークの構築推進 ..... P95
  - 2 ふれあい弁当事業 ..... P95
  - 3 ほっとあんしんサロン ..... P95
  - 4 親子サロンとママ友相談の開催(子育て支援) ..... P96
  - 5 いきいきサロン等への活動支援 ..... P96
  - 6 閉じこもり予防ミニデイサービス「ほがらか会」への活動支援 ..... P96
  - 7 のみ社会福祉法人連絡会 ..... P96
  - 8 ふれあい福祉事業の開催 ..... P96
- ② 在宅生活支援事業
  - 在宅生活支援サービス
    - 1 福祉移送サービス(外出支援サービス) ..... P97
    - 2 傾聴ボランティア派遣・活動支援 ..... P97
    - 3 たすけあいサポーター派遣事業・「えがお会」活動支援 ..... P97
    - 4 生活支援基盤体制の構築推進 ..... P97
    - 5 福耳ネットの開催(難聴者活動支援) ..... P97
    - 6 ぬくもりサロンの開催(視覚障害者活動支援) ..... P97
- ③ ボランティアセンター
  - 1 ボランティア登録・ニーズ受付・相談・斡旋・保険加入 ..... P98
  - 2 ボランティア講座開催 ..... P98
  - 3 ボランティアグループの活動支援(助成金交付) ..... P98
  - 4 福祉協力校活動支援(助成金交付) ..... P98
  - 5 ボランティア連絡協議会活動支援(助成金交付) ..... P98
  - 6 能美市民ボランティアフェスティバル開催 ..... P98
  - 7 ボランティア器材の貸出し ..... P98
  - 8 ボランティア情報発信 ..... P98
  - 9 災害ボランティアセンター体制整備 ..... P99
  - 10 能美市民防災ネットワークへの活動支援 ..... P99
- ④ 暮らしサポートセンターのみ
  - 1 生活困窮者自立相談支援事業(家計改善相談含む) ..... P99
  - 2 福祉サービス利用援助事業 ..... P99
  - 3 心配ごと相談 ..... P100
  - 4 弁護士・行政書士・司法書士の無料専門相談事業 ..... P100
  - 5 生活福祉資金等貸付事業 ..... P100
  - 6 成年後見利用促進事業 ..... P100
- ⑤ 能美市寺井あんしん相談センター ..... P102

保険・年金

# ① 国民年金の加入と手続き

国民年金には、日本国内に住所のある20歳以上60歳未満のすべての人が加入しなければなりません。

問い合わせ

保険年金課  
(能美市役所1階)  
☎58-2236  
FAX 58-2293

## 1 加入者について

### ■第1号被保険者（保険年金課、寺井・根上サービスセンターまたは年金事務所で届出）

…自営業の人、学生、フリーターなど

#### 【保険料の納め方】

年金事務所から送付される納付書で、近くの金融機関、郵便局、またはコンビニエンスストアで納付してください。納め忘れを防ぐために便利な口座振替をお勧めします。

また、定額保険料に月々400円多く納付して、将来の年金受給額を増やせる付加保険料があります。（保険年金課、寺井・根上サービスセンターでの届出が必要）

### ■第2号被保険者（勤務先で届出）

会社員、公務員など、厚生年金保険や共済組合に加入している人

【保険料の納め方】 給料から直接差し引かれます。※詳細は勤務先へご確認ください。

### ■第3号被保険者（勤務先で届出）

厚生年金保険や共済組合に加入している人に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の人。

#### 【保険料の納め方】

自分で納める必要はありません。配偶者が加入している厚生年金保険や共済組合が負担します。ただし、扶養認定の手続きを済ませていない場合には保険料を納めた扱いにはなりません。配偶者が勤務している事業所を通じて届出をしてください。

### ■任意加入できる人（保険年金課、寺井・根上サービスセンターまたは年金事務所で届出）

- 海外に在住する20歳以上65歳未満の日本国民
- 年金額を増やしたい60歳以上65歳未満の人
- 受給資格期間（10年）を満たしていない65歳以上、70歳未満の人
- 厚生年金保険、共済組合等に加入していない人

任意加入を希望される方の納付方法は、原則、口座振替による納付のみのため、通帳と届出印を必ず持参してください。

## 2 手続きについて（保険年金課、寺井・根上サービスセンターで手続き）

内容	手続きに必要なもの（※下記以外のものも追加で提出が求められる場合や省略できる場合があります。）
退職等により、厚生年金保険・共済年金等の資格を喪失したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本人・配偶者の年金手帳</li> <li>● 厚生年金保険・共済年金等の資格の喪失日が分かる書類（離職票など）</li> <li>● 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）</li> <li>● 個人番号が分かる書類（個人番号通知書・マイナンバーカードなど）</li> </ul>
配偶者の扶養から外れたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 年金手帳 ● 被扶養者の資格喪失日が分かる書類</li> <li>● 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）</li> <li>● 個人番号が分かる書類（個人番号通知書・マイナンバーカードなど）</li> </ul>
第1号被保険者の住所・氏名が変わったとき ※基礎年金番号と個人番号が紐付けされている方は、原則、届出不要です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 年金手帳 ● 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）</li> <li>● 個人番号が分かる書類（個人番号通知書・マイナンバーカードなど）</li> </ul>
国民年金を請求するとき ※厚生年金保険・共済年金等に加入されていた方は、年金事務所または各共済組合でお手続きが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本人・配偶者の年金手帳 ● 年金証書（配偶者が年金受給者の場合のみ）</li> <li>● 請求者名義の預金通帳 ● 戸籍謄本</li> <li>● 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）</li> <li>● 個人番号が分かる書類（個人番号通知書・マイナンバーカードなど）</li> </ul>
国民年金の受給者が死亡したとき ※厚生年金保険・共済年金等の受給者は、年金事務所または各共済組合でお手続きが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 年金証書 ● 請求者名義の預金通帳</li> <li>● 死亡者の住民票の除票 ● 請求者の世帯全員の住民票</li> <li>● 戸籍（除籍）謄本 ● 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）</li> <li>● 個人番号が分かる書類（個人番号通知書・マイナンバーカードなど）</li> </ul>
保険料の納付が困難なとき（学生以外）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 年金手帳 ● 本人確認書類（運転免許証、個人番号カードなど）</li> <li>● 個人番号が分かる書類（個人番号通知書・マイナンバーカードなど）</li> <li>● 失業による特例を受ける場合、離職票または雇用保険受給資格者証の写し</li> </ul>
保険料の納付が困難なとき（学生の方）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 年金手帳 ● 学生証の写し または 在学証明書の原本</li> <li>● 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）</li> <li>● 個人番号が分かる書類（個人番号通知書・マイナンバーカードなど）</li> </ul>
定額保険料に付加保険料（月400円）を追加で納付し、将来の年金受給額を増やしたいとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 年金手帳 ● 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）</li> <li>● 個人番号が分かる書類（個人番号通知書・マイナンバーカードなど）</li> </ul>

問い合わせ

保険年金課  
 (能美市役所 1 階)  
 ☎58-2236  
 ☎58-2293

## ② 国民年金の給付の種類

老齢基礎年金は、65歳到達日の前日から保険年金課、寺井・根上サービスセンターまたは年金事務所で申請できます。日本年金機構から郵送される案内に沿って自分で忘れずに手続きをしてください。(60歳から受給することもできますが、その場合は年齢に応じて受給額が減額されます。)

種類	支給の要件	手続きに必要なもの <small>(※下記以外のものも追加で提出が          求められる場合や省略できる          場合があります。)</small>
老齢基礎年金	最低10年(120か月)※の受給資格期間を満たしている人が、65歳になったときに支給されます。加入可能年数すべての期間の保険料を納めた場合に満額の年金が受けられます。保険料の免除や未納期間があると、その分年金額も少なくなります。 <small>※平成29年8月1日より25年(300か月)から10年(120か月)に短縮されました。</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本人・配偶者の年金手帳</li> <li>● 年金証書  <small>(配偶者が年金受給者の場合のみ)</small></li> <li>● 請求者名義の預金通帳 ● 戸籍謄本</li> <li>● 本人確認書類  <small>(運転免許証、マイナンバーカードなど)</small></li> <li>● 個人番号が分かる書類  <small>(個人番号通知書・マイナンバーカードなど)</small></li> </ul>
障害基礎年金	国民年金加入者(被保険者)が、病気やけがで障がい者になったとき、一定の条件を満たす人に支給されます。20歳前に障がいのある人は、20歳になったときから障害基礎年金が支給されます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 医師の診断書 ● 病歴・就労状況等申立書</li> <li>● 受診状況等申立書</li> <li>● 本人・配偶者の年金手帳</li> <li>● 請求者名義の預金通帳 ● 戸籍謄本</li> <li>● 本人確認書類  <small>(運転免許証、マイナンバーカードなど)</small></li> <li>● 個人番号が分かる書類(個人番号通知書・マイナンバーカードなど)</li> </ul>
遺族基礎年金	国民年金加入者(被保険者)または老齢基礎年金を受けられる人が亡くなったときに、その人が生計を維持していた子(その年度内に18歳に達するまでにある子、障がいのある子は20歳未満)のある配偶者または子に支給されます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 年金手帳 ● 戸籍謄本</li> <li>● 請求者の世帯全員の住民票</li> <li>● 請求者名義の預金通帳</li> <li>● 死亡診断書の写しまたは死亡届の記載事項証明書</li> <li>● 死亡者の住民票の除票</li> <li>● 請求者の所得証明書、子の所得証明書</li> <li>● 本人確認書類  <small>(運転免許証、マイナンバーカードなど)</small></li> <li>● 個人番号が分かる書類  <small>(個人番号通知書・マイナンバーカードなど)</small></li> </ul>
寡婦年金	第1号被保険者として保険料を納めた期間が10年以上ある夫が、年金を受けずに亡くなった場合、その妻(婚姻期間10年以上)に60歳から65歳まで支給されます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 年金手帳</li> <li>● 請求者名義の預金通帳 ● 戸籍謄本</li> <li>● 死亡者の住民票の除票</li> <li>● 請求者の世帯全員の住民票</li> <li>● 請求者の所得証明書</li> <li>● 本人確認書類  <small>(運転免許証、マイナンバーカードなど)</small></li> <li>● 個人番号が分かる書類  <small>(個人番号通知書・マイナンバーカードなど)</small></li> </ul>
死亡一時金	第1号被保険者として保険料を納めた期間が3年以上ある人が、年金を受けずに亡くなった時、その遺族が遺族基礎年金または寡婦年金を受けられない場合に支給されます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 年金手帳</li> <li>● 請求者名義の預金通帳 ● 戸籍謄本</li> <li>● 死亡者の住民票の除票</li> <li>● 請求者の世帯全員の住民票</li> <li>● 本人確認書類  <small>(運転免許証、マイナンバーカードなど)</small></li> <li>● 個人番号が分かる書類  <small>(個人番号通知書・マイナンバーカードなど)</small></li> </ul>

## ③ 国民年金保険料について

問い合わせ

保険年金課  
(能美市役所 1 階)  
☎58-2236  
FAX 58-2293

### 1 国民年金保険料の額

令和7年度の国民年金保険料は月額17,510円です。

### 2 保険料の免除・猶予制度について

- 経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」があります。
- 保険料の免除や猶予を受けず保険料が未納の状態、万一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。
- 学生及び任意加入被保険者の方は、対象外です。
- 学生の方で国民年金保険料を納付することが困難な場合は、学生納付特例制度をご利用ください。
- 保険料の免除制度には、退職(失業)による特例があります。

#### ■全額免除制度

申請により保険料の全額(17,510円)が免除

全額免除の期間は、全額納付したときに比べ、年金額が1/2として計算されます。

※平成21年3月分までは1/3

#### 【全額免除の所得基準】

前年所得が次の計算式で計算した金額の範囲内であること

- (扶養親族等の数 + 1) × 35万円 + 32万円

\* 申請者ご本人のほか、配偶者・世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

\* 申請の時期によって、前々年の所得で審査を行う場合があります。

#### ■一部納付(一部免除)制度

さらに、全額免除よりも所得基準が緩やかな「一部納付制度」があります。

申請により保険料の一部を納付、残りの保険料は免除

一部納付は3種類です。それぞれの納付額と年金額の計算は次のとおりです。

- 4分の1納付(保険料額 4,380円) → 年金額5/8(平成21年3月分までは1/2)
- 2分の1納付(保険料額 8,760円) → 年金額6/8(平成21年3月分までは2/3)
- 4分の3納付(保険料額 13,130円) → 年金額7/8(平成21年3月分までは5/6)

#### 【一部納付(一部免除)の所得基準】

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

- 4分の1納付 → 88万円 + 扶養親族控除額 + 社会保険料控除額等
- 2分の1納付 → 128万円 + 扶養親族控除額 + 社会保険料控除額等
- 4分の3納付 → 168万円 + 扶養親族控除額 + 社会保険料控除額等

\* 申請の時期によって、前々年の所得で審査を行う場合があります。

\* 一部納付(一部免除)制度は、保険料の一部を納付することにより、残りの保険料の納付が免除となる制度です。一部保険料を納付しなかった場合は、その期間の一部免除が無効(未納と同じ)となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障がいや死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

問い合わせ

保険年金課

(能美市役所 1階)

☎58-2236

☎58-2293

**■納付猶予制度**

さらに、50歳未満の方には、「納付猶予制度」があります。

- \*平成28年7月1日より対象年齢が30歳未満から50歳未満へ変更になったことで、「若年者納付猶予制度」から「納付猶予制度」へ名称が変わりました。

申請により保険料の納付が猶予されます。

保険料免除制度の所得審査は、申請者本人のほか配偶者・世帯主の所得も審査の対象となるため、一定以上の所得がある世帯主と同居している方は保険料免除制度を利用することができません。

将来、年金を受け取ることができなくなることを防止するため、申請により保険料の納付が猶予され、保険料の後払いができる制度が「納付猶予制度」です。

**◎本人と配偶者の所得のみで所得要件を審査**

納付猶予は、申請者本人と配偶者の前年所得が審査の対象です(申請時期によって前々年の所得で審査を行う場合があります)。

所得基準は、全額免除と同じです。

- (扶養親族等の数+1)×35万円+32万円

**◎障害・遺族基礎年金を受け取ることができません**

万一障がいを負ってしまったときに障害基礎年金が受け取れます。

- \*納付猶予の期間は、障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取るために必要な受給資格期間にカウントされます。

- \*不慮の事態が生じた月の前々月以前の1年間に保険料の未納期間があるときは、これらの給付を受け取ることができない場合があります。

**◎猶予された期間は、年金額に反映されません**

納付猶予期間は、将来受け取る年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されませんので、右ページの保険料の追納をご利用ください。

**■保険料免除・猶予の手続き(申請)について**

住民登録をしている市区役所・町村役場の国民年金担当窓口または年金事務所へ申請することになります。申請書は、保険年金課、寺井・根上サービスセンターまたは年金事務所の窓口へ備え付けてあります。

**◎郵送でも申請できます**

保険料免除・猶予の申請用紙(A4版)は、年金事務所に請求していただくほか、ホームページから印字(プリントアウト)することもできます。

記入例を参考に申請用紙をご記入いただき、下記の添付書類とともに保険年金課へ郵送してください。

**【必要なもの】**

- 年金手帳
- 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)

**【場合によって必要なもの】**

- 退職(失業)した人が申請を行うときは、退職(失業)したことを確認できる書類  
退職(失業)による特例により申請を行う場合は、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票等の写しを添付してください。

問い合わせ

保険年金課  
(能美市役所 1 階)  
☎58-2236  
FAX 58-2293

■申請は原則として毎年度必要です

不慮の事故や病気が発生してから申請を行っても、障害基礎年金の受給資格要件に算入されませんので、ご注意ください。

なお、保険料全額免除または納付猶予(一部納付を除く)が承認された方は、翌年度以降は、あらかじめ申請を行わなくても、継続して申請があったものとして自動的に審査されます。ただし、退職(失業)により申請された人はあらかじめ申請が必要です。

■産前産後期間の国民年金保険料免除制度

平成31年4月1日より、産前産後期間の国民年金保険料が免除されるという制度があります。

この制度では、出産予定日または出産した月の前月から4か月間の国民年金保険料が全額免除されます。

対象となるのは、国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の人です。所得制限はありません。(任意加入期間は対象外)

※多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産した月の3か月前から6か月間が全額免除されます。

※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます(死産、流産、早産などを含みます)。

【必要なもの】

- 出産予定日または出産日が分かる書類(母子健康手帳など) ・年金手帳または基礎年金番号が分かる書類 ・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
- 個人番号が分かる書類(マイナンバーカード、個人番号通知書など)

【届出先】

保険年金課、寺井・根上サービスセンター または 年金事務所

【届出時期】

出産予定日の6か月前から届出できます。届出期限はありません。

3 保険料の追納について

保険料の免除や納付猶予を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、受け取る年金額が少なくなります。

このため、これらの期間は、10年以内(例えば、令和7年5月分は令和17年5月末まで)であれば、あとから保険料を納付すること(追納)ができるようになっています。

保険料の免除若しくは納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

なお、令和7年度中に追納する場合の加算額を含めた具体的な追納額は、下の表のとおりとなります。

▼免除等の承認を受けた年度の保険料を令和7年度に追納する場合の額

免除を受けた年度	追納保険料額 (月額)				通常の保険料額
	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除	
平成27年度の月額	15,930円	11,950円	7,960円	3,990円	15,590円
平成28年度の月額	16,600円	12,450円	8,300円	4,150円	16,260円
平成29年度の月額	16,820円	12,620円	8,400円	4,200円	16,490円
平成30年度の月額	16,650円	12,480円	8,330円	4,160円	16,340円
令和元年度の月額	16,710円	12,530円	8,350円	4,170円	16,410円
令和2年度の月額	16,820円	12,610円	8,410円	4,200円	16,540円
令和3年度の月額	16,860円	12,650円	8,420円	4,210円	16,610円
令和4年度の月額	16,740円	12,550円	8,360円	4,190円	16,590円
令和5年度の月額	16,520円	12,390円	8,260円	4,130円	16,520円
令和6年度の月額	16,980円	12,730円	8,490円	4,240円	16,980円

※半額免除制度は平成14年4月に、4分の1免除制度と4分の3免除制度は平成18年7月に、それぞれ創設されました。

※[学生納付特例]と[納付猶予]の期間は「全額免除」の額になります。(平成28年6月までは「若年者納付猶予」)

※追納額には法令に基づいた「利息」が加算されています。(令和4年度以前の分)

※平成26年度以前の免除期間については「追納」出来ません。

※追納の納付期限は10年後の当月末日です。(例えば、平成27年4月分は、令和7年5月1日以降は納付できなくなります。)

※実際の追納金額や詳細については、年金事務所でご確認ください。

保険料の追納には申請が必要です。本人の年金手帳、本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)をご持参の上、保険年金課、寺井・根上サービスセンターまたは年金事務所にてお申込みください。

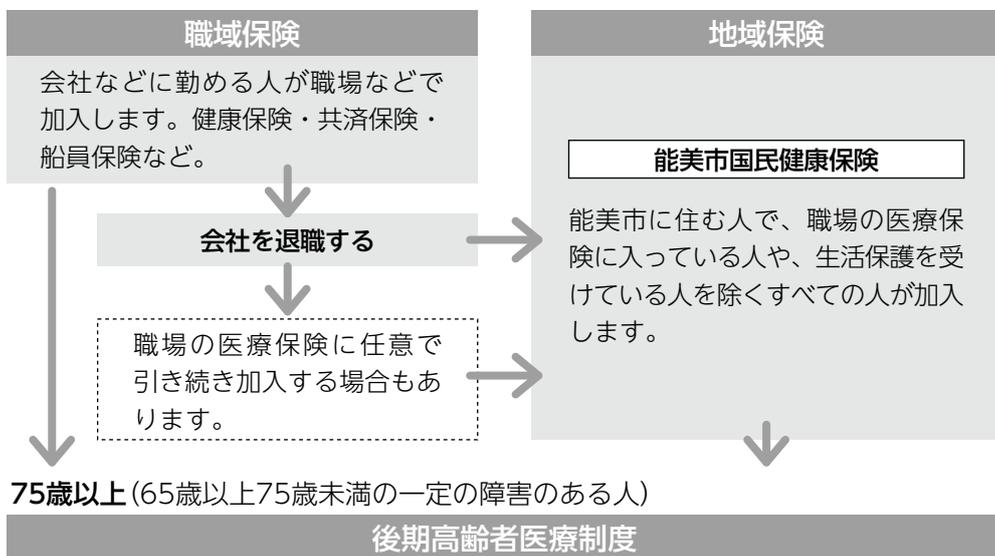
問い合わせ

保険年金課  
 (能美市役所 1 階)  
 ☎58-2236  
 ☎58-2293

## ① 国民健康保険

国民健康保険は、職場の健康保険などに加入していない人を対象に、病気やけがをしたときに安心して治療が受けられるよう、みんなでお金を出し合う相互扶助を目的とした医療保険制度です。

### 1 医療保険のしくみ



### マイナンバーカードと健康保険証が一体化されました

令和6年12月2日、健康保険証とマイナンバーカードが一体化されました

・国から示されたマイナンバーカードと健康保険証の原則一本化の方針に基づき、従来の保険証は、令和6年12月2日に廃止され、新規発行が終了しました。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには

- ①マイナンバーカードを申請・作成する
  - ②マイナンバーカードの健康保険証利用を申請・登録する
- ①②がされていれば、医療機関等でマイナンバーカードを用いて受付できます。

マイナンバーカードをお持ちでない方、マイナンバーカードの健康保険証利用申込みをされていない方には、「資格確認書」を送付いたします。「資格確認書」を医療機関等で提示することで今までどおり利用することができます。

### 2 国民健康保険の加入者

次の事柄に該当しない人は、国民健康保険に加入しなければなりません。

- ①会社などの健康保険に加入している人
- ②学校、官公庁などに勤めており、その共済組合に加入している人
- ③船員で船員保険に加入している人
- ④医師、歯科医師、建設、左官、タイルなどの国保組合に加入している人
- ⑤上記の保険の被扶養者
- ⑥生活保護を受けている世帯

問い合わせ

保険年金課  
(能美市役所 1階)  
☎58-2236  
FAX 58-2293

### 3 療養費の給付

医療機関の窓口でマイナ保険証または資格確認書を提示すれば、医療費の3割、2割の「一部負担金」を支払うだけで受診できます。

#### 【療養費の支給】

次の場合は一時的に医療費の全額を自己負担していただきますが、申請により決定した医療費の7割、8割が後日支給されます。

- ① 急病などでやむをえず保険証を持たずに治療を受けた場合
- ② 不慮の事故などでやむをえず国保を扱っていない病院で治療を受けた場合
- ③ 輸血のために生血代がかかった場合
- ④ 医師が治療上必要と認めた装具(コルセット・ギプス・眼鏡等)
- ⑤ 骨折や捻挫などで、国保を扱っていない柔道整復師の施術を受けた場合
- ⑥ 医師の指示で、はり・灸・マッサージなどの施術を受けた場合
- ⑦ 観光などで海外滞在中に治療を受けた場合、国内での給付相当分の支給が受けられません。(海外療養費)

### 4 入院時の食費負担

入院したときの食事代(入院時食事療養費)は、次の「標準負担額」となります。

\* 入院時の食費負担は、高額療養費の対象となりません。

所得区分		食費負担額	
		令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から <sup>※1</sup>
住民税課税世帯		1食 490円 <sup>※2</sup>	1食 510円 <sup>※2</sup>
住民税非課税世帯	90日までの入院	1食 230円	1食 240円
	過去12か月で90日を超す入院	1食 180円	1食 190円

※1 食費療養費標準負担額の見直しが実施され、令和7年4月1日以降の食事代について負担額が引き上げられました。

※2 指定難病、小児慢性特定疾病、また平成28年4月1日時点ですでに1年を超えて精神病棟に入院している人は300円(令和7年3月31日までは280円)。

### 5 高額療養費の支給

高額療養費は、同じ人が同じ月内に同じ医療機関の窓口で支払われた一部負担金が、所得や年齢に応じて定められている自己負担限度額を超えた場合、超えた分がご加入の健康保険から支給(払い戻し)される制度です。また、保険税に滞納のない世帯は、申請により「限度額適用認定証」が交付されます。この証を医療機関に提示することで、窓口での支払いが自己負担限度額にとどめられます。

#### ▼70歳未満の方の自己負担限度額

※基礎控除後の総所得金額等

所得区分*	限度額
901万円超	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%
600万円超901万円以下	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%
210万円超600万円以下	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%
210万円以下	57,600円
住民税非課税世帯	35,400円

過去12か月間に、一つの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目以降は下記のとおり限度額が変わります。([多数該当])

所得区分*	限度額
901万円超	140,100円
600万円超901万円以下	93,000円
210万円超600万円以下	44,400円
210万円以下	44,400円
住民税非課税世帯	24,600円

なお、高額療養費の算定に当たっては、複数の医療機関にかかられたり、お薬を調剤薬局でもらわれた場合、1ヶ月内で入院と外来があった場合、70歳未満の人と70歳以上の人の両方が医療機関にかかられた場合など、さまざまなケースが考えられます。「高額療養費の支給に該当するのでは？」と思われる場合は、お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ

保険年金課  
(能美市役所1階)  
☎58-2236  
☎58-2293

■世帯合算

「同一世帯」で「同じ月内」に21,000円以上の自己負担額を2回以上支払った場合、それらを合算して限度額を超えた分が支給されます。

高額療養費計算上の注意

- ①各月の1日から月末までを1か月として計算します。
- ②各病院・診療所ごとに計算します。
- ③同じ医療機関でも「歯科」と「それ以外の診療科目」は別々に計算します。
- ④同じ医療機関でも、「外来」と「入院」は別々に計算します。(入院時に他の科で受診した場合は合算します。)
- ⑤入院時の「差額ベッド代」「食事代」「保険がきかない医療費」などは対象外です。

■特定疾病の自己負担限度額は1万円

長期にわたって高額な医療費がかかる次の疾病については、毎月の自己負担限度額は1万円です。(ただし、70歳未満の上位所得者は2万円です。)

- 血友病
  - 人工透析が必要な慢性腎不全
  - 血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症
- \*特定疾病の適用を受けるときは、保険年金課または寺井根上サービスセンターで申請のうえ「特定疾病療養受療証」の交付を受け、医療機関窓口で提示してください。

6 高額介護合算療養費

1年間(8月から翌年7月末まで)の医療費と介護保険の自己負担額との世帯全体の合計が、限度額を超えた場合、超えた分が申請により支給される制度です。

〈70歳以上〉

所得区分		後期高齢者医療+ 介護保険(75歳以上)	被用者保険又は国民健康保険+ 介護保険(70~74歳)
現役並み 所得者	Ⅲ 課税所得690万円以上	212万円	212万円
	Ⅱ 課税所得380万円以上	141万円	141万円
	Ⅰ 課税所得145万円以上	67万円	67万円
一般		56万円	56万円
低所得者		Ⅱ	31万円
		Ⅰ	19万円

〈70歳未満〉

所得区分*	被用者保険又は国民健康保険+ 介護保険(70歳未満)
901万円超	212万円
600万円超901万円以下	141万円
210万円超600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

※基礎控除後の総所得金額等

7 その他の給付

次のような場合、保険年金課または寺井・根上サービスセンターで申請すれば、後で支給されます。

■出産育児一時金

被保険者が出産したとき、50万円\*が支給されます。妊娠12週以降であれば、死産・流産についても支給されます。

※ただし、海外での出産や産科医療補償制度の対象でない場合は1.2万円の加算がなくなり、48.8万円となります。

■葬祭費

被保険者が死亡したとき、その葬儀を行った人に5万円支給されます。

■移送費

治療上やむをえず他の医療機関に入院・転院する場合、そのための移送にかかった費用が支給されます。(必要と認められた場合に限る)

■訪問看護療養費

居宅で医療を受ける必要があると医師が認めた場合、費用の一部を支払うだけで、訪問看護ステーションなどを利用することができます。

問い合わせ

保険年金課  
(能美市役所 1階)  
☎58-2236  
FAX 58-2293

## ② 高齢受給者(70歳から74歳まで)の医療

\*75歳からは後期高齢者医療制度の対象者となります。

\*一定の障がいのある人は、65歳以上から選択し、申請により後期高齢者医療制度に加入できます。

対象となるのは、70歳の誕生日の翌月からです。(1日生まれの人はその月からです。)



[例] 昭和30年10月1日生まれ ⇒ 令和7年10月1日から高齢受給者  
昭和30年10月15日生まれ ⇒ 令和7年11月1日から高齢受給者

### 1 高齢受給者の一部負担金

高齢受給者が病院などの窓口で支払う一部負担金は2割です。  
(現役並みの所得者がいる世帯は3割)

2割負担	一般・低所得者Ⅰ・Ⅱ	3割負担	現役並み所得者※1
------	------------	------	-----------

高齢受給者には、70歳になる月(1日生まれの人はその前月)の下旬に、個人ごとに2割または3割の負担割合を示す「国民健康保険資格確認書または、資格情報のお知らせ」を保険年金課から交付します。

### 2 高齢受給者の自己負担限度額

高齢受給者の高額療養費の自己負担限度額は、所得に応じて異なります。同じ月内に病院などに支払った一部負担金が表①のそれぞれの限度額を超えた場合は、申請すると高額療養費として超えた分の払い戻しが受けられます。

▼表① 高齢受給者の自己負担限度額 (※1※2※3※4は次ページを参照ください)

所得区分		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
		現役並み 所得者 ※1	Ⅲ 課税所得690万円以上
	Ⅱ 課税所得380万円以上	167,400円+ (医療費-558,000円) ×1%	
	Ⅰ 課税所得145万円以上	80,100円+ (医療費-267,000円) ×1%	
	一般 ※2	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円
	低所得者Ⅱ ※3	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ ※4	8,000円	15,000円

過去12か月間に同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目以降は下記のとおり限度額が変わります。([多数該当])

所得区分		外来+入院(世帯単位)
現役並み 所得者	Ⅲ 課税所得690万円以上	140,100円
	Ⅱ 課税所得380万円以上	93,000円
	Ⅰ 課税所得145万円以上	44,400円
一般		44,400円



- 現役並み所得者世帯に属する高齢受給者(上表①のⅠ、Ⅱ)  
「マイナ保険証」または「国民健康保険限度額適用認定証(申請必要)」を病院などで提示すれば上表①の限度額となります。
- 住民税非課税世帯に属する高齢受給者  
「マイナ保険証」または「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証(申請必要)」を病院などで提示すれば上表①「低所得者Ⅰ」または「低所得者Ⅱ」欄の限度額となります。また、入院時の食事代も減額になります。(次ページ表②のとおり)

問い合わせ  
**保険年金課**  
 (能美市役所 1階)  
 ☎58-2236  
 ☎58-2293

▼表② 高齢受給者の入院時の食事代(1食につき)

所得区分		食費負担額	
		令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から <sup>※5</sup>
現役並み所得者および一般		1食 490円 <sup>※6</sup>	1食 510円 <sup>※6</sup>
低所得者Ⅱ	90日までの入院	1食 230円	1食 240円
	過去12か月で90日を超す入院	1食 180円	1食 190円
低所得者Ⅰ		1食 110円	1食 110円

※5 食費療養費標準負担額の見直しが実施され、令和7年4月1日以降の食事代について負担額が引き上げられました。

※6 指定難病、平成28年4月1日時点ですでに1年を超えて精神病棟に入院している人は300円(令和7年3月31日までは280円)。

▼表③ 所得区分

所得区分	所得区分	説明
※1 現役並み所得者	所得区分	住民税課税所得が145万円以上の被保険者 <sup>*</sup> がいる人。ただし、次の要件のいずれかに該当すると、申請し適用された場合は「一般」の区分となります。 ①同一世帯に被保険者 <sup>*</sup> が1人で収入額が383万円未満 ②同一世帯に被保険者 <sup>*</sup> が2人以上で収入の合計額が520万円未満 ③同一世帯に被保険者 <sup>*</sup> が1人で収入が383万円以上であっても、同一世帯に後期高齢者医療制度に加入している人がいる場合には、その人の収入を合わせて520万円未満 ※70歳以上75歳未満の国保加入者 ④平成28年1月以降に70歳となる人がいる同一世帯の70～74歳の人の基礎控除後の総所得金額の合計額が210万円以下
※2 一般	所得区分	世帯主および国保被保険者のうち、1人でも住民税が課税されている人のいる世帯の人。(「現役並み所得者」を除く。)
※3 低所得者Ⅱ	所得区分	国保被保険者全員と世帯主が住民税非課税の世帯の人。(「低所得者Ⅰ」を除く。)
※4 低所得者Ⅰ	所得区分	国保被保険者全員と世帯主が住民税非課税の世帯で、かつ各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80.67万円として計算)を差し引いたときに0円となる世帯の人。

問い合わせ  
**健康推進課**  
 (能美市健康福祉センター)  
 「サンテ」内1階  
 ☎58-2235  
 ☎58-6897

### ③ 保健事業

■特定健康診査・保健指導

内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目し、その要因となっている生活習慣病を改善し、生活習慣病等の有病者・予備群を減少させることを目的とした健診および保健指導を行います。

【対象者】 40歳以上75歳未満の国民健康保険加入者(被保険者)

【健診方法について】

受診券・健康保険証を持参のうえ、集団健診(自己負担500円)または医療機関健診(自己負担500円)で受診します。40歳・50歳・60歳・70歳の方は無料で受けられます。

【健診内容】 ● 特定健康診査

問診、身体計測、尿検査、血圧測定、身体診察、心電図検査、血液検査を行います。

● 特定保健指導

健診結果により、受診者の方に応じた個別保健指導を行います。

■人間ドック

- 【内容】 ● 血管ドックコース:30歳以上75歳未満の人(国民健康保険被保険者で節目年齢の人は自己負担8,800円、節目年齢以外の方は自己負担7,600円)
- がんドックコース:40歳以上75歳未満の人(国民健康保険被保険者は自己負担 肺CT検査の場合11,200円、胸部X-P検査の場合9,600円)
- 脳ドックコース:50・55・60・65・70歳(国民健康保険被保険者は自己負担9,600円)
- ※血管ドックコースの節目年齢は、30、35、40、45、50、55、60、65、70歳です。対象の方は、75g糖負荷検査を実施します。
- ※対象年齢は年度末(3月31日)現在 ※各コースを組み合わせて行うことができます。
- ※市税等を滞納していない人が対象となります。

【対象とならない人】 ※年度内に同一のドックコースを受けた人  
 ※年度内に市の健康診査(フレッシュ健診・特定健康診査)を受診した人は血管ドックコースを受けられません。  
 ※年度内に市のがん検診(女性がん除く)を受診した人は、がんドックコースを受けられません。

④ 国民健康保険税

1 保険料の額

国民健康保険税は、所得割(被保険者の所得に応じて計算)、均等割(被保険者数に応じて計算)、平等割(1世帯当たりの額)の3つを組み合わせて計算されます。医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分(40～64歳の方のみ)のそれぞれについて計算し、世帯の保険税額が決められます。

【税率・額】

令和7年度国民健康保険税率・額		
医療給付費分	所得割	7.64%
	均等割	32,100円
	平等割	21,300円
後期高齢者支援金分	所得割	2.39%
	均等割	9,900円
	平等割	6,600円
介護納付金分 (40～64歳の方のみ)	所得割	2.11%
	均等割	10,800円
	平等割	5,300円

【課税限度額】

令和7年度課税限度額	
医療給付費分	660,000円
後期高齢者支援金分	260,000円
介護納付金分	170,000円

※未就学児である被保険者にかかる均等割額は2分の1に軽減します(手続き不要)。

2 軽減制度

低所得者層の負担を少なくするため、世帯の所得に応じて軽減制度(7割・5割・2割)があります。これは、各軽減世帯に対し、均等割額と平等割額を軽減するものです。

■7割軽減・5割軽減・2割軽減の対象者は…

申請書を提出する必要はありませんが、所得申告をしている世帯が対象となります。所得申告がない場合、軽減対象世帯であっても軽減がうけられないことがありますので、必ず所得申告をしてください。

【軽減基準】※総所得金額等は世帯の被保険者全員と世帯主の所得合計です。

軽減割合	令和7年度軽減基準
7割	総所得金額等が43万円+10万円×(給与所得者等 <sup>※1</sup> の数-1)以下
5割	総所得金額等が43万円+(30.5万円×被保険者数 <sup>※2</sup> )+10万円×(給与所得者等 <sup>※1</sup> の数-1)以下
2割	総所得金額等が43万円+(56万円×被保険者数 <sup>※2</sup> )+10万円×(給与所得者等 <sup>※1</sup> の数-1)以下

- ※1 給与所得者等とは、一定の給与所得者(給与収入55万円超)と公的年金所得者(65歳未満の場合は公的年金等収入が60万円超、65歳以上の場合は公的年金収入等が125万円超)の方を指します。
- ※2 被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方(特定同一世帯所属者)も含まれます。

3 保険税の納付

4～6月(暫定賦課)と7～翌年3月(確定賦課)の12回に分けて納付していただきます。定められた納期限までに納税がない場合には延滞金が増加され、納税が遅くなるほど延滞金がかさんで負担が大きくなります。納期限に納められなくなった場合は、すみやかに納税相談にお越しください。支払方法などの相談をお受けします。(なお、特別の事情がなく滞納すると、医療機関で10割支払いした後、市役所の窓口で保険負担分を受け取る償還払い制度(特別療養費の支給)に移行する場合があります。)

問い合わせ  
**保険年金課**  
 (能美市役所1階)  
 ☎58-2236  
 ☎58-2293

問い合わせ

保険年金課  
 (能美市役所 1 階)  
 ☎58-2236  
 ☎58-2293

## ⑤ 後期高齢者医療制度

### マイナンバーカードと健康保険証が一体化されました

令和6年12月2日、健康保険証とマイナンバーカードが一体化されました

- ・国から示されたマイナンバーカードと健康保険証の原則一本化の方針に基づき、従来の保険証は、令和6年12月2日に廃止され、新規発行が終了しました。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには

- ①マイナンバーカードを申請・作成する
  - ②マイナンバーカードの健康保険証利用を申請・登録する
- ①②がされていれば、医療機関等でマイナンバーカードを用いて受付できます。

マイナ保険証の有無に関わらず、申請なしで、令和8年7月末まで使える「資格確認書」を送付いたします。「資格確認書」を医療機関等で提示することで今までどおり利用することができます。

### 1 保険料の額

保険料は、被保険者が均等に負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて決まる「所得割額」の合計額です。

保険料	=	均等割額	+	所得割額
(限度額80万円)		(50,760円)		被保険者の所得×所得割率(9.88%)

※所得割額の算定に係る被保険者の所得は「基礎控除後の総所得金額等」を基準とします。  
 ※所得の低い方は、世帯の所得水準に応じて保険料が軽減されます。

問い合わせ

保険年金課  
(能美市役所 1 階)  
☎58-2236  
FAX 58-2293

## 2 自己負担割合

医療機関などの窓口で支払う自己負担割合は、所得区分に応じて異なります。

所得区分		自己負担割合
現役並み所得者	同一世帯に住民税課税所得*が145万円以上の被保険者がいる人 ただし、次の要件のいずれかに該当する場合は、「一般」の区分となります。 ①同一世帯に被保険者が1人で収入額が383万円未満 ②同一世帯に被保険者が2人以上で収入の合計額が520万円未満 ③同一世帯に被保険者が1人で、収入が383万円以上であっても、同一世帯に70歳から74歳までの人がいる場合には、その人の収入を合わせて520万円未満 ④生年月日が昭和20年1月2日以降の被保険者の場合、本人および同一世帯の被保険者の総所得金額等(所得に応じた基礎控除後)の合計額が210万円以下	3割
一般Ⅱ	同一世帯に住民税課税所得が28万円以上の被保険者がいる場合、下記 ①または②に該当する人(現役並み所得者は除く) ①同一世帯に被保険者が1人で「年金収入+その他の合計所得金額」が200万円以上 ②同一世帯に被保険者が2人以上で「年金収入+その他の合計所得金額」が320万円以上	2割
一般Ⅰ	現役並み所得者、一般Ⅱ、区分Ⅱ及び区分Ⅰ以外の人	1割
区分Ⅱ	世帯の全員が住民税非課税の人(区分Ⅰ以外の人)	
区分Ⅰ	世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金所得は控除額を80.67万円として計算。給与所得がある場合は、給与所得から10万円を控除)を差し引いたときに0円となる人	

\*住民税課税所得とは、総所得金額等から各種所得控除を差し引いて算出します。住民税の通知には「課税標準額」や「課税される所得金額」と表示されている場合があります。

なお、前年の12月31日現在において世帯主であって同一世帯内に合計所得(給与所得から10万円を控除)が38万円以下である19歳未満の人がいる場合は、住民税課税所得から次の①と②の合計を控除した額で判定します。

①16歳未満…1人につき33万円

②16歳以上19歳未満…1人につき12万円

### 一般Ⅱになる方の外来の負担を抑える配慮措置

2割負担となる方については、自己負担割合の引き上げに伴う1か月の外来医療の負担増加額を3,000円までに抑える配慮措置があります(令和7年9月30日まで)。\*入院の医療費は対象外です。

#### 配慮措置が適用される場合の計算方法

例: 1か月の総医療費が100,000円かかったとき

窓口負担(1割のとき)	①	10,000円
窓口負担(2割のとき)	②	20,000円
窓口負担の増加額	③(②-①)	10,000円
窓口負担増の上限	④	3,000円
払い戻し	(③-④)	7,000円

問い合わせ

保険年金課  
(能美市役所 1階)  
☎58-2236  
☎58-2293

### 3 軽減制度

#### ■低所得者の軽減措置

①低所得者は、保険料の「均等割額」が世帯の所得水準によって下記の通り軽減されます。

軽減割合	世帯（被保険者及び世帯主）の総所得金額等
7割軽減	43万円+10万円×(年金・給与所得者の数 <sup>※1</sup> -1)以下
5割軽減	43万円+(30.5万円×被保険者数)+10万円×(年金・給与所得者の数 <sup>※1</sup> -1)以下
2割軽減	43万円+(56万円×被保険者数)+10万円×(年金・給与所得者の数 <sup>※1</sup> -1)以下

※1 年金・給与所得者の数とは世帯主及び世帯の被保険者全員のうち、給与所得を有する人(給与収入55万円超)と公的年金等に係る所得を有する人(公的年金等収入が60万円超の65歳未満の人、125万円超の65歳以上の人)の合計の数を指します。

#### ■被用者保険の被扶養者だった方の軽減措置

後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険の被扶養者の場合、所得割額がかりません。また、資格取得後2年間に限り均等割額が5割軽減されます。

### 4 医療の給付

マイナ保険証または資格確認書を医療機関窓口で提示することにより、かかった医療費の1割～3割を自己負担していただきます。

【対象者】 75歳以上の人(65歳以上で一定の障がいがある人は申出により後期高齢者医療の被保険者になることができます)

### 5 高額療養費

1か月間(同じ月内)の医療費の自己負担額が高額になったとき、限度額を超えた分が高額療養費として後から支給されます。

所得区分		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役 並み 所得者	Ⅲ課税所得690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% <sup>(多数回)</sup> <sub>(140,100円)※1</sub>	
	Ⅱ課税所得380万円以上※2	167,400円+(医療費-558,000円)×1% <sup>(多数回)</sup> <sub>(93,000円)※1</sub>	
	Ⅰ課税所得145万円以上※2	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <sup>(多数回)</sup> <sub>(44,400円)※1</sub>	
一般Ⅱ		18,000円または[6,000円+(医療費-30,000円)×10%]の低い方を適用(年間上限144,000円)	57,600円(多数回44,400円)※1
一般Ⅰ		18,000円(年間上限144,000円)	57,600円(多数回44,400円)※1
区分Ⅱ ※2		8,000円	24,600円
区分Ⅰ ※2		8,000円	15,000円

※1 過去12か月間に同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目以降は多数回になり限度額が変わります。  
 ※2 マイナ保険証をお持ちでない人で、現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ及び区分Ⅰ・Ⅱの人は、適用区分が記載された「資格確認書」の申請・提示が必要です。

### 6 入院時の食費負担

入院したときは食事代として一定額を食事回数分支払います。  
 \*入院時の食費負担は、高額療養費の対象となりません。

所得区分		食費負担額	
		令和7年3月31日まで	令和7年4月31日まで
現役並み所得者	一般Ⅰ・Ⅱ	1食 490円 <sup>(注1)</sup>	1食 510円 <sup>(注1)</sup>
	区分Ⅱ	90日以内の入院	1食 230円
90日を超える入院 <sup>(注2)</sup>		1食 180円	1食 190円
区分Ⅰ		1食 110円	1食 110円

※マイナ保険証をお持ちでない人で、区分Ⅰ・Ⅱの方は適用区分が記載された「資格確認書」が必要です。  
**(注1)** ①指定難病患者の方は1食280円(令和7年4月1日から300円)となります。  
 ②精神病床へ平成27年4月1日以前から平成28年4月1日まで継続して入院した方は、当分の間1食260円に据え置かれます。  
**(注2)** 過去12か月の入院日数(以前加入していた医療保険で「区分Ⅱ」相当であった期間の入院日数も含めます。)適用を受けるためには市に申請が必要です。

健康・保健

## ① 検(健)診事業

問い合わせ

健康推進課  
 (能美市健康福祉センター)  
 「サンデ」内1階  
 ☎58-2235  
 ☎58-6897

## 1 健康診査・がん検診

「健康診査」および「がん検診」が受けられます。がん検診は、集団検診または医療機関検診のどちらかを選択できます。フレッシュ健診、がん検診は、会社等で受診機会のない人が受けられます。

## 【健康診査】

健診の種類	内容	対象者 (対象年齢は翌年4月1日現在) ※フレッシュ健診除く	受診場所	受診料金 (一部負担金)
フレッシュ健診	問診、身体計測、尿検査、血液検査、 血圧測定、診察	19～39歳 (対象年齢は翌年3月31日現在)	集団健診	500円
長寿健診	問診、身体計測、尿検査、血液検査、 血圧測定、診察	75歳以上 (後期高齢者医療加入者)	医療機関健診	無料
肝炎ウイルス検査	B型・C型肝炎ウイルス検査 (特定健診の血液検査と同時に採 血できます。)	40歳 41歳以上で過去に 受けていない人	集団健診	無料
歯周疾患検診	問診、歯周組織検査	①20・30・40・50・60・70・76歳 ②前年度の特定健診で 糖尿病の検査結果が高い 値だった方。 ①②の方に個別通知し ます。	指定医療機関	300円

※特定健診はP76に記載してあります

## 【がん検診】

健診の種類	内容	対象者 (対象年齢は翌年4月1日現在)	受診方法	受診料金 (一部負担金)
前立腺がん検診	血液検査でPSA (前立腺特異抗原) を測定	50～74歳の男性	集団検診	100円
			医療機関検診	100円
肺がん検診	①胸部エックス線検査 (集団のみ) ※結核検査も合わせて実施 ②胸部CT検査 ③喀痰 (かたん) 検査	①40歳以上 ※結核検査は65歳以上 ②50・55・60・65・70歳 ③50歳以上の必要者のみ (喫煙者などハイリスク者)	集団検診	①無料 ②700円 ③200円
			医療機関検診	②1,000円 ③400円
胃がん検診	胃部エックス線検査 (バリウムを飲んで検査します。)	40歳以上	集団検診	500円
	胃管内視鏡 (胃カメラ) 検査 ※2年に1回の受診間隔です。	40歳以上	医療機関検診	1,300円
大腸がん検診	便潜血検査 (2日分の便をとり、血液を検出す る検査です。)	40歳以上	集団検診	200円
			医療機関検診	300円
子宮頸がん検診	子宮頸がん検診 (子宮の入口の細胞を取って顕微 鏡で検査します。細胞診で2次検 診が必要と判断された場合は、同 時にHPV検査を実施します。)	20歳以上の女性	集団検診	400円
			医療機関検診	700円
乳がん検診	乳房エックス線撮影 (マンモグラフィ) ※2年に1回の受診間隔です。	40歳以上の女性	集団検診	500円
			医療機関検診	600円

## 問い合わせ

## 健康推進課

(能美市健康福祉センター)  
「サンテ」内1階  
☎58-2235  
☎58-6897

## 2 人間ドック・脳ドック

## 【種類、対象年齢】

- 血管ドックコース: (国保) 30歳以上75歳未満の人 (国保外) 40、45、50、55、60、65、70歳  
節目年齢 (30、35、40、45、50、55、60、65、70歳) の人は75g糖負荷検査を実施します。
  - がんドックコース: (国保) 40歳以上75歳未満の人 (国保外) 40、45、50、55、60、65、70歳
  - 脳ドックコース: 50、55、60、65、70歳
- ※対象年齢は年度末日 (3月31日) を基準とします。  
※各コースを自由に組み合わせることができます。

## 【対象者】

- 市内に住所がある人
- 国民健康保険の被保険者、または当該検査費用助成を受けられない社会保険などの被保険者および被扶養者
- 市税等を滞納していない人

## 【対象とならない人】

- ※年度内に同一のドックコースを受けた人
- ※年度内に市の健康診査 (フレッシュ健診・特定健康診査) を受診した人は、血管ドックコースは受けられません。
- ※年度内に市のがん検診 (女性がん除く) を受診した人は、がんドックコースは受けられません。

## 【実施医療機関】

能美市立病院、寺井病院、芳珠記念病院

## 【申請方法】

健康保険証を持参の上、健康推進課、市民サービス課、または、各サービスセンターにて申請書を記入してください。お手持ちのスマートフォンから電子申請もできます。

## 3 全身がん検査 (DWIBS・PET 検査) 費用助成

がん検診や人間ドックとあわせて全身のがん検査を受けることで、がんの早期発見・早期治療を図り、健康な状態を長く維持するためにDWIBS検査およびPET検査の費用助成を実施します。

## 【助成額】

健康保険組合等からの助成	DWIBS検査	PET検査
なし	検査費用の2割 (上限7,000円)	検査費用の2割 (上限10,000円)
あり	(検査費用－健康保険組合等からの助成額)の2分の1 または 検査費用の2割 (上限7,000円) のいずれか低い額	(検査費用－健康保険組合等からの助成額)の2分の1 または 検査費用の2割 (上限10,000円) のいずれか低い額

- ・助成額は、1,000円未満は切り捨てとなります。
- ・ご加入の健康保険組合等からの助成がある場合は、健康保険組合等からの助成が優先されます。

## 【対象者】 下記の条件をすべて満たす方

- ・検査を受ける日に能美市内に住所がある40歳以上75歳未満の方  
(対象年齢は年度末 (3月31日) を基準)
- ・前年度に助成を受けていない方 (2年に1度の助成)
- ・がん検診 (胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん) をすべて受診している者

※悪性腫瘍以外の疾患で治療中などにより、がん検診を受診する必要がない場合は、健康推進課にご相談下さい。  
※市税等に滞納がある方は、助成が受けられない場合があります。

## 【指定医療機関】

能美市立病院 (PET検査は公立松任石川中央病院での実施となります)  
芳珠記念病院 (DWIBS検査のみ)

## 【申請方法】

- ・健康推進課または市民サービス課、寺井・根上サービスセンターで申請ができます。
- ・お手持ちのスマートフォン、パソコンからも電子申請できます。

## ① 教室・その他の事業

## 1 健康教室および相談

健康教室の開催日時や内容などについての詳細は、随時市広報紙などでお知らせします。

種別	対象者	内 容
生活習慣病予防教室 (健診結果学習会)	健康診査受診者	運動や栄養など生活習慣改善の学習
健康づくり学習会	一般市民	生活習慣病予防・健康増進など、市民の要望内容による学習会(出前講座)
栄 養 教 室	一般市民	食生活や生活習慣の振り返り、健康づくりについての学習会
食育クッキング	一般市民	サンテ内キッチンスタジオを利用した幅広い世代への食育推進活動
健 康 相 談	一般市民	血圧測定・保健指導など

## 2 健康づくり

種別	対象者	内 容
健康づくり推進員	健康づくり活動に関心があり、行政と地域のパイプ役を担う人	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 健康講座などの学習会の開催</li> <li>● 地域と行政のパイプ役となり、地域に健康づくり活動を紹介し普及していきます。〔任期〕2年</li> </ul>
食生活改善推進員	栄養教室修了者	地域の食生活改善や健康づくりの普及活動

## 3 たばこ対策

種別	対象者	内 容
禁煙外来治療費助成事業	満20歳以上で、これまでにこの助成金またはその他の助成金等の交付を受けていない人	禁煙外来治療に公的医療保険を適用して治療を完了した人に、助成対象経費の2分の1(上限1万円)を1人1回助成

## 4 糖尿病性腎症重症化予防対策

種別	対象者	内 容
糖尿病合併症検査費用助成事業	満19歳以上で市内かかりつけ医において、糖尿病治療中の人	市内かかりつけ医から紹介を受けて市内糖尿病専門医療機関で糖尿病合併症検査(かけはしチェック)を受けた人に、助成対象経費の2分の1(上限5千円)を1人年1回助成

問い合わせ

健康推進課

(能美市健康福祉センター)  
「サンテ」内1階

☎58-2235

☎58-6897

## ③ 母子保健事業

母子保健事業は、元気な赤ちゃんを産み育てるため発達段階に応じて健康診査を実施し、お母さんとお子さんの健康の保持増進を推進します。

また出産子育て応援事業では、妊娠がわかった時から出産、育児まできめ細かくサポートする切れ目のない支援を、母子保健コーディネーター(保健師・助産師・栄養士等の専門職)が行います。

## 1 妊娠したとき

種別	対象者	内容
低所得妊婦に対する初回産科受診料助成事業	住民税非課税世帯又は生活保護世帯の妊婦	対象の方の妊娠後の初回産科受診料を支援します。対象の方は申請してください。
母子健康手帳交付	妊婦	母子健康手帳は、健診や予防接種のときなどの健康の記録として利用いただくものです。手続きには、医療機関などで発行された妊娠届出書等を持参ください。 ※個人番号の記載が必要になります。(表1ページ参照)
プレママ応援金	妊婦	妊娠1回につき5万円(国の妊婦支援給付金)を給付します。医療機関等を受診して、胎児心拍の確認がされた人は申請してください。(妊娠届出と同時に手続きできます。)
妊婦一般健康診査(妊娠中14回)	妊婦	市が発行する受診票を利用して、県内の産婦人科の病院または診療所、助産院で健康診査を受けてください。
双子・三つ子等を妊娠した方の妊婦健康診査	妊婦	双子・三つ子等を妊娠した方の妊婦健診費用(保険診療外)6回分を助成します。対象者は申請してください。
妊婦一般健康診査(出産予定日超過分)	妊婦	出産予定日を超過した妊婦健診費用(保険診療外)3回分(15回～17回分)を助成します。対象者は申請してください。
妊婦歯科健康診査	妊婦	妊娠中期に、市が発行する受診票を利用して指定歯科医療機関で歯科健康診査を受けてください。
妊婦健康相談・訪問	妊婦	妊娠期の希望者に、保健師や助産師、栄養士が家庭訪問や相談に応じます。
マタニティクラス	妊婦・夫	妊娠期の健康や子育てについての講座です。
プレママ訪問	妊娠8か月頃を迎える妊婦	助産師が訪問して、出産に対する不安や準備に関するアドバイスをします。産後利用可能なサービスも、改めてお伝えします。乳房チェックも行います。
県外での妊産婦一般健康診査、新生児聴覚スクリーニング検査、乳児1か月児健康診査	妊婦 産婦 乳児	里帰りなどで、県外で受けた妊産婦健康診査、新生児聴覚スクリーニング検査、乳児の1か月健診の費用(保険診療外)を助成します。対象者は申請してください。

## 【出産子育て応援事業】

項目	対象者	内容・日数等	利用料(1日あたり)		
			課税世帯	非課税世帯	
産後ケア事業	産後1年以内の産婦、乳児で産後の体調不良や育児不安などがある人	市が委託する施設でのショートステイ(宿泊)、デイケア(日帰り)、または助産師による訪問で、母体ケア、授乳・育児指導などが受けられます。利用は7日間まで	ショートステイ	7,500円	2,500円
			デイケア、訪問	1,500円	500円
			生活保護世帯は免除		
産前産後子育て応援ヘルパー派遣事業	産前、産後間もない時期の妊産婦で、産前の体調不良等または産後間もない時期家族からの援助が受けられない人	子育て応援ヘルパーが簡単な家事または育児のお手伝いをします。 1日の利用は4時間まで	最初の1時間	600円	300円
			30分毎追加	300円	150円
			生活保護世帯は免除		
子育て応援弁当(夕食)	産前から原則産後3か月までの妊産婦とその家族。原則核家族で支援を受けられない世帯で、①又は②のいずれかに該当 ①産前産後休業中の人 ②体調に不安がある人	月6回程度、栄養士の献立によるお弁当を、各地区の主任児童委員が配達します。1世帯3食まで ※実施:能美市社会福祉協議会 ※申請方法:能美市社会福祉協議会へお尋ねください。	2食まで1食250円、 3食目のみ350円		

## 母子保健コーディネーターが切れ目なくサポートします

## 【妊娠】

母子健康手帳交付  
妊婦一般健康診査（14回＋予定日超過分）  
双子・三つ子等を妊娠した方の妊婦健康診査  
妊婦歯科健康診査  
マタニティクラス（3回）  
プレママ訪問  
産前産後子育て応援ヘルパー派遣  
子育て応援弁当

## 【出産】

産後ケア事業  
おっぱいの相談日  
産婦健診、乳児健診  
産婦・赤ちゃんの家庭訪問

## 【子育て】

乳幼児健康診査、離乳食・幼児食教室  
祖父母教室  
育児相談  
各種相談事業

## 2 赤ちゃんが生まれてから

種別	受診時期・対象者	内容
新生児聴覚スクリーニング検査	出生後すぐ	市が発行する受診票を医療機関に提出し、実際の検査費用から助成額を差し引いた額を医療機関へお支払いください。
産婦一般健康診査 (出産後1回)	産後1か月頃	市が発行する受診票を利用して、県内の産婦人科の病院または診療所で健康診査を受けてください。
乳児一般健康診査	1か月頃まで	市が発行する受診票を利用して、県内の産婦人科、小児科、内科の病院または診療所で健康診査を受けてください。
産婦・赤ちゃんの家庭訪問	①出生後すぐ～2週間頃 ②2か月頃	①希望の方を対象に、保健師または助産師が家庭訪問します。 ②全数を対象に、保健師または助産師が家庭訪問します。
子育て応援金	妊産婦	胎児の数×5万円(国の妊婦支援給付金)と出生児×5万円(能美市独自の応援金)を支給します。赤ちゃんの家庭訪問のときに申請してください。
育児相談	乳幼児期	希望者に保健師・助産師・栄養士・臨床心理士・言語聴覚士等が相談に応じます。
おっぱいの相談日 (まちの授乳室)	妊婦～産後3か月頃の産婦	助産師が授乳や乳房管理について相談に応じます。
4か月児健診	3か月～4か月頃	身体計測、内科診察、離乳食指導、保健相談、子育てに関する相談
7か月の離乳食教室	7か月頃	身体計測・離乳食指導・試食
10か月児相談	10か月頃	身体計測、離乳食指導・試食、保健相談、ブックスタート、子育てに関する相談
乳児一般健康診査	9か月～1歳1か月まで	市が発行する受診票を利用して、県内の小児科、内科の病院または診療所で健康診査を受けてください。
1歳3か月児の幼児食教室	1歳3か月頃	身体計測・幼児食指導・試食・歯科指導
1歳8か月児健診	1歳8か月頃	身体計測・内科診察・歯科診察および相談・栄養相談・保健相談・子育てに関する相談
3歳6か月児健診	3歳6か月頃	身体計測・尿検査・視力検査・内科診察・歯科診察および相談・栄養相談・保健相談・子育てに関する相談
乳幼児電話相談・訪問	乳幼児	保健師・栄養士・助産師が電話相談や家庭訪問に応じます。

## 3 子育てアプリ「はぐはぐ」

能美市では子育てアプリ「はぐはぐ」を提供しています。お子さまの成長記録に加え、医療機関での予診票の記入が不要になるデジタル予診票サービス、予防接種の接種歴が管理できます。また、乳幼児健診では、「はぐはぐ」から事前にアンケートを提出して参加します。このほか、地域の子育て情報を配信しています。右記QRコードよりダウンロードし、母子健康手帳と併せてお使いください。

子育てアプリ  
**はぐはぐ**





妊娠から出産・育児  
\までをフルサポート！ /

母子モ 検索

アプリストア  
から  
ダウンロード！

問い合わせ

健康推進課

(能美市健康福祉センター)  
「サンテ」内1階  
☎58-2235  
☎58-6897

## ④ 予防接種事業

## 予防接種一覧

## ■乳幼児個別接種(指定医療機関で実施)

種別	対象者	接種方法
五種混合(ジフテリア、百日せき、破傷風、不活化ポリオ、Hib) または四種混合(ジフテリア、百日せき、破傷風、不活化ポリオ) (初回①②③・追加)	生後2か月～7歳6か月未満	〈初回①②③〉20日以上の間隔で3回接種 〈追加〉初回③接種後、6か月以上の間隔を置いて1回接種
Hib 感染症*1 (初回①②③・追加)	生後2か月～7か月未満 (標準)	27日以上の間隔で3回(1歳に至るまでに完了) 初回③接種から7か月以上の間隔を置いて1回接種
	生後7か月～1歳未満	27日以上の間隔で2回(1歳に至るまでに完了) 初回②接種から7か月以上の間隔を置いて1回接種
	1歳～5歳未満	1回接種
小児の肺炎球菌感染症 (初回①②③・追加)	生後2か月～7か月未満 (標準)	27日以上の間隔で3回(初回②は1歳、初回③は2歳に至るまでに完了)、初回③接種から60日以上あけて1回(生後12か月以降に)接種
	生後7か月～1歳未満	27日以上の間隔で2回(2歳に至るまでに完了)、初回②接種から60日以上あけて1回(生後12か月以降に)接種
	1歳～2歳未満	60日以上の間隔を置いて2回接種
	2歳～5歳未満	1回接種
BCG	生後～1歳未満 (標準的な接種期間:生後5か月～8か月未満)	1回接種
麻しん風しん(MR) (1期・2期)	1期:1歳～2歳未満*2 2期:小学校就学前の1年間*2	〈1期〉1回接種 〈2期〉1回接種
日本脳炎 (1期初回①②・1期追加)	6か月～7歳6か月未満 (標準的な接種期間:3歳～)	〈1期初回①②〉6日以上の間隔を置いて2回接種 〈1期追加〉1期初回②接種後、6か月以上の間隔を置いて1回接種 (3歳6か月児健診で予診票を配付)*3
水痘	1歳～3歳未満	3か月以上の間隔を置いて2回接種
B型肝炎	生後～1歳未満 (標準的な接種期間:生後2か月～)	27日以上の間隔を置いて2回接種 第1回目の接種から20週以上の間隔を置いて1回接種
ロタウイルス感染症 注:ロタリックスかロタテックの いずれかを接種(経口接種)	ロタリックス(2回): 生後6週から24週 ロタテック(3回): 生後6週から32週	27日以上の間隔を置いて2回もしくは3回接種 (標準的には生後2か月～出生14週6日までに1回目を接種)

\*1 五種混合を接種する場合は含まれているので不要

\*2 令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれ、平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれの人は令和9年3月31日まで接種可能です。事前に医療機関へご相談の上、接種してください。

\*3 3歳6か月児健診前での接種を希望の場合、健康推進課へ電話等でお知らせ下さい。

## ■児童・生徒個別接種(指定医療機関で実施)

種別	対象者	接種方法
日本脳炎〈1期特例接種〉	20歳未満まで(～平成19年4月1日生まれ)	1期接種(初回2回、追加1回の計3回の不足の回数を接種)
日本脳炎〈2期特例接種〉	20歳未満まで(～平成19年4月1日生まれ)	1回接種*4
日本脳炎〈2期〉	9歳以上13歳未満	1回接種*4
二種混合(ジフテリア、破傷風)	11歳以上13歳未満	1回接種
ヒトパピローマウイルス感染症 (子宮頸がん)	定期接種:小学6年～高校1年相当の女子 キャッチアップ接種:平成9年4月2日～平成21年4月1日 生まれの女子*5	3回接種 ワクチンの種類などによって 回数異なる場合があります。

\*4 1期接種(初回2回、追加1回の計3回)が終了していない場合は、不足分を接種してから2期の接種をします。

\*5 令和4年4月1日～令和7年3月31日までに1回以上接種した方のみ、令和8年3月31日まで残りの回数を接種できます。

問い合わせ

**健康推進課**  
 (能美市健康福祉センター)  
 「サンデ」内1階  
 ☎58-2235  
 ☎58-6897

## ■成人個別接種(指定医療機関で実施)

種別	対象者	接種方法
インフルエンザ 新型コロナ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 65歳以上の人</li> <li>● 60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいのある人(内部障害1級相当)</li> </ul>	1回接種(自己負担あり) <sup>※6</sup>
带状疱疹	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 今年度65歳の人</li> <li>● 経過措置として、今年度70、75、80、85、90、95、100歳、100歳以上の人</li> <li>● 60歳以上65歳未満でヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人</li> </ul>	1回もしくは2回接種(自己負担あり) <sup>※6</sup>
肺炎球菌 感染症	次の①又は②に該当し、過去に23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを接種していない人 ① 満65歳の人 ② 60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害のある人(内部障害1級相当)	1回接種(自己負担あり) <sup>※6</sup>
風しん	次の①②を満たす人 ① 昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性 ② 令和7年3月31日までに風しん抗体検査を受け、十分な量の抗体がなかった人 実施期間: 令和9年3月31日まで	1回接種(自己負担なし)

※6 介護保険料の所得段階が第1～3段階に該当する人(世帯全員が市民税非課税の人)は一部負担金が半額免除、生活保護世帯に該当する人は一部負担金が全額免除されます。

## ⑤ 予防接種費用助成事業

任意予防接種の接種費用の一部を助成します。

## ■子どもの任意予防接種の費用助成

## 【助成券方式(事前申請不要)】

- ・対象者全員に助成券を配布します。
  - ・助成券を持参のうえ医療機関で接種し、助成金額を引いた費用を医療機関の窓口でお支払いください。
  - ・生活保護世帯の人は、全額助成となります(健康推進課へご連絡ください)。
  - ・市外医療機関で助成券を利用される際は、予めご希望の医療機関にご確認ください。
- 〈注意事項〉・再発行はできません。紛失しないよう、ご利用になるまで大切に保管してください。

種別	配布時期	配布方法	助成対象者	回数	使用期限	助成金額
インフルエンザ	10月頃	ハガキ郵送 ※1	生後6か月～小学6年生	年度に2回助成	ハガキ到着 ～3月末まで	1回2,000円
			中学1年生～高校3年生相当	年度に1回助成		

※1 今年度9月生まれの子は、4か月児健診にて助成券をお渡しします。

種別	配布時期	配布方法	助成対象者	回数	使用期限	助成金額
おたふくかぜ	1回目: 生後2か月頃 2回目: 3歳6か月頃	1回目: 赤ちゃん訪問 2回目: 3歳6か月児健診	満1歳～年長児	1人2回助成	満1歳～年長児の3月末まで	3,000円

## 問い合わせ

## 健康推進課

(能美市健康福祉センター)  
「サンテ」内1階  
☎58-2235  
☎58-6897

## ■肺炎球菌感染症任意予防接種の費用助成

## ●肺炎球菌ワクチン(23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン)

種別	申請方法	助成対象者	助成回数	助成金額
肺炎球菌感染症	償還(立替払い)方式 ◎接種月の翌月から数えて6か月以内に申請	65歳以上の人で、接種した日及び助成金を申請した日に能美市に住所を有する人(下記①又は②に該当する場合) ①23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン予防接種未接種の人 ②23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン接種を受けてから5年以上経過した人	1回	上限 4,000円 (接種費用と比較して安い金額)

## ■妊婦のインフルエンザ任意予防接種の費用助成

## ●インフルエンザワクチン

種別	申請方法	助成対象者	助成回数	助成金額
インフルエンザ	償還(立替払い)方式 ◎接種月の翌月から数えて6か月以内に申請  令和7年度 助成対象接種期間 令和7年10月1日～ 令和8年3月31日	下記の①と②に該当する人 ①接種した日及び助成金を申請した日において能美市に住所を有する人 ②母子健康手帳の交付を受けた妊婦 ※接種時に母子健康手帳の交付を受けていること	1回	上限 2,000円 (接種費用と比較して安い金額)

## ■特別な理由による任意予防接種の費用助成

種別	申請方法	助成対象者	助成金額
既に接種した定期予防接種	償還(立替払い)方式 ◎対象予防接種を受けた日から起算して1年に達する日の属する月の末日までに申請	下記の条件をすべて満たす方 (1)予防接種を受けた日及び申請時において能美市内に住所を有し、かつ、20歳未満の人 (2)小児がん治療等その他の理由により、既に接種した定期予防接種の予防効果が期待できないため、再接種を医師が必要と認める人 ※助成を希望される方は、予防接種を受ける前に健康推進課にご連絡ください。	予防接種に要した費用 (接種した年度の委託単価を上限とする)

## ■ヒトパピローマウイルス任意予防接種の費用助成

種別	申請方法	助成対象者	助成回数	助成金額
ヒトパピローマウイルス感染症(HPVワクチン)	償還(立替払い)方式 ◎接種月の翌月から数えて6か月以内に申請  令和7年4月～ 令和7年6月に接種したものは 令和7年12月まで	接種した日及び助成金を申請した日に能美市に住所を有する人(下記のいずれにも該当する場合) ①平成18～20年度生まれの女子 ②令和4年4月1日から令和7年3月31日の間にHPV予防接種を一度も受けておらず、必要な接種回数を終了していない人	上限 3回	1回上限 8,000円 (接種費用と比較して安い金額)

市立病院

## ① 市立病院

🏠 <https://nomihsp.com> ✉ [hospital@city.nomi.lg.jp](mailto:hospital@city.nomi.lg.jp)  
能美市立病院では、次のとおり診療、保健サービスを行っています。

問い合わせ

市立病院  
能美市大浜町ノ85番地  
☎55-0560  
FAX 55-0815

## 1 外来診療科

内科、外科、整形外科、小児科、眼科、泌尿器科、皮膚科、脳神経外科、婦人科、耳鼻咽喉科、禁煙外来、もの忘れ相談外来(老年精神科)(診療時間は下の表をご覧ください。)

- 毎月第1・3土曜日、日曜日と祝日・年末年始は休診です。●第5土曜日は、内科の診察が2名体制になります。泌尿器科は休診となります。●学会、手術などにより休診・代診になる場合があります。
- 禁煙外来及びもの忘れ相談外来は、予約が必要となります。●受付は診療時間終了30分前までに済まされるよう、ご協力をお願い致します。●受付終了時間(診察時間)は繰り上がる場合があります。
- 当日以外の予約変更については、午後2:00～4:30にご連絡ください。

【表記略称】

(医科大学)：金沢医科大学病院  
(松任中央)：公立松任石川中央病院  
(丘の上)：片山津温泉・丘の上病院  
女性医師：◎印

(令和7年7月1日現在)

## ●外来診療時間表(月～土曜日)

【受付時間】 午前：8時～診察終了30分前まで 午後：1時～診察終了30分前まで			月	火	水	木	金	土
診療科	診察時間							
内科	午前 8:30～12:00	診察1 ※初診	(松任中央)	岡村	村本	高枝	水野	岡村
	※派遣医師は 9:00～12:00	診察2 ※再診	高枝	水野	高枝	岡村	村本	高枝
		診察3 ※専門外来	水野	村本	(松任中央) 【糖尿病内科】	高原 【呼吸器内科】 (医科大学)	(松任中央)	村本
	午後 2:00～5:00	診察	村本	午後3:00～ 高枝	岡村	村本	岡村	—
	午後 3:30～5:00	禁煙外来	村本	—	—	村本	—	—
整形外科	午前 9:00～12:00	整形外科 一般	萩原	萩原	有藤	萩原	萩原	萩原/有藤
			有藤	有藤	植田 (医科大学)	—	有藤	—
		装具診察	—	—	(午前)	—	—	—
	午後	手術・検査等のため休診						
眼科	午前 8:30～12:00		畑田◎	畑田◎	畑田◎	畑田◎	畑田◎	畑田◎
	午後	手術・検査等のため休診						
泌尿器科	午前 8:30～12:00		島村	島村	島村	島村	島村	交代制 神島/岩本
	午後	手術・検査等のため休診						
小児科 金沢大学医師	午前 9:00～12:00		三谷	田中(第1) 横山(第2・3・4・5)	井美◎	岡島◎	東馬◎	入川◎
	午後 1:30～4:30		—	岩崎	—	藤木	—	—
皮膚科 金沢大学医師	午前 9:00～12:00		—	—	清水◎	—	水牧◎	—
	午後 1:30～4:00		—	—	清水◎	—	水牧◎	—
婦人科	午前 8:30～12:00		—	西本	—	—	—	—
	午後 2:30～5:00		—	—	—	—	飯塚	—
耳鼻咽喉科 金沢大学医師	午前 9:00～12:00		尾崎◎	—	—	松倉◎	—	—
外科	午前 9:00～12:00		—	佐久間	—	—	佐久間	—
脳神経外科	午前 9:00～12:00		佐藤	—	—	—	—	—
	午後 2:00～4:30		佐藤	—	—	—	—	—
老年精神科	午前 8:30～11:30	もの忘れ 相談外来	—	—	須藤 (丘の上)	—	—	—
	午後 1:30～4:30	【要予約】	—	—	須藤 (丘の上)	—	須藤 (丘の上)	—

## 問い合わせ

市立病院  
能美市大浜町ノ85番地  
☎55-0560  
☎55-0815

## 問い合わせ

市立病院  
健診センター  
☎55-2310  
☎55-2311

## 問い合わせ

市立病院内  
小児科、内科、婦人科、皮膚科  
患者サポートセンター  
☎55-0560(代)  
☎55-0815

## 2 入院設備

100床【一般60床（地域包括ケア病床35床含む）医療療養40床】  
入院基本料……一般病棟入院基本料、療養病棟入院基本料  
特定入院料……地域包括ケア入院医療管理料  
入院診療料……内科、整形外科、眼科、泌尿器科

## 3 利用のご案内

## ■来院するとき

受診の際は、下記のものをご持参ください。

- ・マイナンバーカード（または、保険証（負担軽減証明書等を含む））※
- ・能美市子ども医療費受給資格者証（お持ちの場合）
- ・紹介状（診療情報提供書）（お持ちの場合）
- ・お薬手帳（お持ちの場合）
- ・当院の診察券（お持ちの場合）

※医療機関は、保険証（または、マイナ保険証）の確認が義務付けられています。  
月の初めには保険証をご提出ください。

## ■夜間・休日の診療

常時医師が救急に対応しています。  
まずは電話でお問い合わせください。

## ■各種証明書が必要なとき

治療後の証明書は1階総合受付横の「文書窓口」で受けています。

## ■放射線科の利用

各科外来で「CT検査、MRI検査」の予約が可能です。また、当院以外の医院からも、医師の紹介により利用することができます。

乳房撮影（マンモグラフィ）は、当院の「外科」を通して検査を行うことができます。（火・金の午前中）有資格者の女性技師が撮影します。

## ■健診センター

特定健診、特定保健指導、生活習慣病予防健診、能美市の特定健診・長寿健診・各種がん検診のほか、オプション検査もご用意しております。

また、日帰りドック、一泊ドック、脳ドック、PET一般検診、DWIBS一般検診も行っております。

（ご予約・お問い合わせは健診センターへ）

## ■予防接種

各種予防接種は小児科、内科、婦人科、皮膚科で行っています。

（お問い合わせは小児科、内科、婦人科、皮膚科へ）

## ■総合相談窓口

身体障がい者手帳の手続き、障害年金、介護保険の手続き、退院後の施設利用、在宅サービス、医療費の支払い、病院への要望・苦情などお困りのことがありましたらご相談ください。（お問い合わせは患者サポートセンターへ）

## ■医薬品情報管理室

ご来院の皆様の医薬品に関する窓口です。

（お問い合わせは医薬品情報管理室（薬剤科）へ）

## ■医療安全管理室

相談窓口の担当者と連携を図り、ご来院の皆様の医療安全に関する相談を行っています。

（お問い合わせは医療安全管理室へ）

## ■外来化学療法

外来通院で治療を受けられる環境を整えています。



## ■禁煙外来

予約制 毎週月・木 午後3時30分～午後5時(ご予約・お問い合わせは内科へ)

## ■糖尿病教室

毎月第3水曜日 午前10時30分～午前11時30分(お問い合わせは内科へ)

## ■内視鏡室

胃内視鏡、大腸内視鏡などの検査処置を行っています。

## ■透析センター

月曜日から土曜日に行っています。午前の部は午前8時15分～午後1時30分、午後の部は午後1時45分～午後7時です。(火・木・土は午前のみ) 夜間透析は行っていません。旅行等での臨時透析も受け付けます。

## 4 地域医療推進センターの各種サービス

地域医療推進センターでは、入院から退院、在宅療養支援まで、入院チームと在宅チームが連携し、医療と介護・生活をつなぎ支援します。

## 【サービス利用相談窓口】(患者サポートセンター)

## ■訪問診療

病院への通院が困難な人を対象に、本人・家族の同意をいただいたうえで、医師がご自宅を訪問し、かかりつけ医として定期的(計画的)に診療を行っています。

## ■ナースカー

当院への急な受診(入院)が必要な場合、かかりつけ医の指示があれば自宅までお迎えに行くサービスを行っています。受付時間午前8時30分～午後4時30分(平日)

## ■レスパイト入院

在宅で療養されている人の家族のご都合や一時的な休息のために、介護が困難で入院が必要な場合に、かかりつけ医と連携し、短期間入院によりサポートします。

## ■もの忘れ相談外来

認知症に関して専門医の診察を希望される場合に、相談と初回の診療予約を行っています。

## 【総合相談窓口】

## ■患者サポートセンター

病院を利用されている人の身体障がい者手帳・障害年金・介護保険等の手続き、退院後の施設利用や在宅サービス、医療費の支払い、病院への要望・苦情などお困りのことがありましたら、病院2階の窓口でご相談ください。

## ■根上あんしん相談センター

根上地区にお住まいの高齢者の健康や介護等に関すること、身体・知的・精神障がい者に関すること、生活に困窮している人や社会的に孤立している人の生活に関することなどの相談を受け、各専門機関と連携してサポートします。

また、介護保険や各種福祉サービスの申請もお受けしています。

※能美市より受託(詳しくは表2ページをご覧ください)

## 【在宅支援サービス】

## ■居宅介護支援事業所

ケアマネジャー(介護支援専門員)が要介護認定のある人の相談に応じ、ケアプラン作成、各介護保険サービス提供事業所等と調整を行っています。

## ■訪問看護ステーション

在宅療養を送られる人に対し、かかりつけ医の指示により訪問看護師がご自宅に伺い、快適な療養生活を送れるよう看護を提供しています。

## 問い合わせ

## 市立病院

能美市大浜町ノ85番地

☎55-0560

FAX 55-0815

## 問い合わせ

## 市立病院

能美市大浜町ノ85番地

☎55-0560

FAX 55-0815

市立病院内  
患者サポートセンター

☎55-0560(代)

FAX 55-0797(直)

地域医療推進センター内  
根上あんしん相談センター

☎55-5626

FAX 55-5627

地域医療推進センター内  
居宅介護支援事業所

☎55-0598

FAX 55-0776

地域医療推進センター内  
訪問看護ステーション

☎55-5185

FAX 55-5627

## 問い合わせ

介護老人保健施設  
はまなすの丘  
能美市大浜町ム52番地18  
☎55-8855  
☎55-8860

## ② 介護老人保健施設「はまなすの丘」

## 1 施設の概要

開設年月日	平成8年5月16日
定員	74人(短期含む)
運営方針	<p>①当施設は、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることと共にご利用者の居宅生活への復帰を目指します。</p> <p>②当施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って介護サービスを提供するよう努めます。</p> <p>③当施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。</p>
サービス内容	<p><b>①入所サービス</b> 利用者にどのような介護サービスを提供すれば家庭に戻れる状態になるかという施設サービス計画に基づいて入所いただき、家庭で自分の望む自立した生活ができるように、医師による健康管理や看護、介護、リハビリテーションなどを行います。 施設サービス計画は利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成しますが、その際、本人・代理人の希望を十分に受け入れ、また、計画の内容については同意をいただきます。</p> <p><b>■医療</b> 介護老人保健施設は入院の必要がない程度の要介護者を対象としていますが、医師、看護師が常勤していますので、利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。</p> <p><b>■介護</b> 施設サービス計画に基づいて行います。</p> <p><b>■機能訓練</b> 機能訓練室で行います。なお、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待するものです。</p> <p><b>②[介護予防]短期入所(ショートステイサービス)</b> 家族の介護疲れによる休養や、旅行、出張などで一時的に介護できない場合に、短期間の入所を引き受けます。</p> <p><b>③[介護予防]通所リハビリテーション(デイケアサービス・定員25人)</b> 自宅から施設に通っていただき、リハビリテーション、入浴、食事およびレクリエーション活動を行って心身の機能維持、回復を図ります。また、自宅まで送迎します。 営業日は、月曜日から金曜日(土曜・日曜・祝日および12月29日～1月3日は休業)です。 利用時間は、午前9時～午後5時までです。ただし、サービス提供時間は午前9時～午後4時までです。</p>
緊急時の対応、その他	<p>当施設では、病院・歯科診療所の協力により、利用者の状態が急変した場合は、速やかな対応を行います。</p> <p>なお、当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、気軽に相談してください。また、要望や苦情なども、苦情相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応します。</p>

問い合わせ

介護老人保健施設  
はまなすの丘  
能美市大浜町△52番地18  
☎55-8855  
FAX 55-8860

## 2 利用者負担

- 介護保険制度の利用者負担「現役並みの所得」の人は3割。「一定以上の所得」の人は2割。その他の人は1割。
- その他施設の定める利用料(下記)

	区分	単位	金額	
入所サービス	日用品費	1日につき	実費	
	教養娯楽費	1日につき	実費	
	食費	1日につき	1,445円	
	居住費(従来型個室)	1日につき	1,728円	
	居住費(多床室)	1日につき	437円	
	電気使用料	1点につき1日	30円	
短期入所サービス	日用品費	1日につき	実費	
	教養娯楽費	1日につき	実費	
	食費(朝食)	1食につき	347円	
	食費(昼食・おやつ)	1食につき	575円	
	食費(夕食)	1食につき	523円	
	居住費(従来型個室)	1日につき	1,728円	
	居住費(多床室)	1日につき	437円	
	電気使用料	1点につき1日	30円	
通所リハビリテーション	日用品費	1日につき	実費	
	教養娯楽費	1日につき	実費	
	おやつ代	1日につき	100円	
	食費	1食につき	475円	
	おむつ代	Aタイプ(パンツ型)	1枚につき	実費
		Bタイプ(尿パット)	1枚につき	実費
		Cタイプ(平型)	1枚につき	実費
		Dタイプ(訓練用パンツ)	1枚につき	実費
時間外加算	1時間につき	800円		



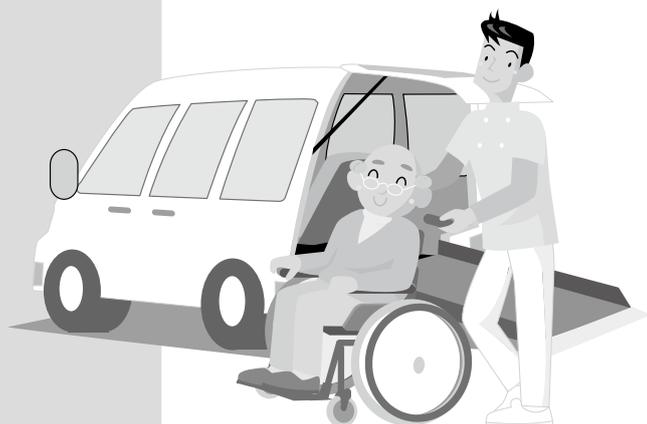
## 問い合わせ

介護老人保健施設  
はまなすの丘  
能美市大浜町ム52番地18  
☎55-8855  
☎55-8860

## ● 負担軽減対象負担限度額(入所、短期入所)

		区分	単位	金額
第1段階 利用者負担	食費	入所	1日につき	300円
		短期入所	1日につき	300円
	居住費	従来型個室	1日につき	550円
		多床室	1日につき	0円
第2段階 利用者負担	食費	入所	1日につき	390円
		短期入所	1日につき	600円
	居住費	従来型個室	1日につき	550円
		多床室	1日につき	430円
第3段階① 利用者負担	食費	入所	1日につき	650円
		短期入所	1日につき	1,000円
	居住費	従来型個室	1日につき	1,370円
		多床室	1日につき	430円
第3段階② 利用者負担	食費	入所	1日につき	1,360円
		短期入所	1日につき	1,300円
	居住費	従来型個室	1日につき	1,370円
		多床室	1日につき	430円

- ※ 第1段階 例 生活保護受給者  
 ※ 第2段階 例 年金が80万円以下の者(本人を含む家族全員が市町村民税非課税)  
 ※ 第3段階① 例 年金が80万円を超え120万円以下の者(本人を含む家族全員が市町村民税非課税)  
 ※ 第3段階② 例 年金が120万円を超える者(本人を含む家族全員が市町村民税非課税)



社会福祉協議会

## ① ふれあい活動、見守り・支え合い事業の開催や活動支援

地域のボランティアの皆さんによる住民参加型の活動により、高齢者や障がいのある人、育児中のお母さんなどを見守り、支えます。

### 1 見守りネットワークの構築推進

町(内)会単位で設置されている地域(地区)福祉委員会の活動を支援し、地域の中で支援を要する一人暮らし高齢者や障がい者等を見守り、支えるために、CSW(コミュニティソーシャルワーカー)を設置し、見守りネットワークの構築を進めています。また、各種団体へ、見守りネットワークへの参加を呼び掛けたり、意識啓発のために出前講座を実施したり、関係機関との連絡調整等を行っています。

- 地域福祉委員会への支援
  - ・活動ヒント探し講座(基礎編、充実編)の開催のほか、情報交換を図るための地域福祉委員会活動連絡会、活動推進会議を開催
  - ・地域福祉委員会活動推進員の登録
  - ・一人暮らし高齢者(該当要件あり)の昼食会(1人あたり年1回)やおでかけサロン(年3回まで)への助成
- 町(内)会単位での福祉推進員の委嘱と活動の支援
- 日常生活上の困りごとを解決する活動を行っている団体への活動支援
- 見守り活動に関する講座
  - ※能美市より受託(26ページ参照)

### 2 ふれあい弁当事業

- 社会福祉法人施設との連携により、法人の栄養士によるバランスを考えた献立で夕食のお弁当を、民生委員・児童委員やボランティアが配達することにより、一人暮らし高齢者等に安否確認の声かけなどを行い、見守り・ふれあい交流をします。

- 【対象者】** 満75歳以上一人暮らし高齢者等見守りが必要な人
- 【実施回数】** 各地区毎月2回 第1・3水曜日  
(※実施日が変更となる場合がありますので、詳しくは、申請書をご確認下さい。)
- 【利用料】** 1食200円
- 【申込み先】** 各地区担当民生委員・児童委員

- 産前から原則産後3か月までのママとその家族を対象に市内社会福祉法人と連携し、法人の栄養士によるバランスを考え作られた夕食用の「子育て応援弁当」を、主任児童委員が配達、声かけを行うなどし、子育てを地域で応援します。一世帯原則3食まで利用可能です。

- 【対象者】** 産前と原則産後3か月までのママとその家族(原則 核家族で支援を受けられない世帯)で①又は②のいずれかに該当する人  
①産前産後休業中の人 ②体調に不安がある人
- 【実施回数】** 毎月6回 第1～4水曜日(第5はなし) 第2・4金曜日
- 【利用料】** 1食250円、3食目は350円

### 3 ほっとあんしんサロン

高齢期を迎えての健康や暮らし方の不安、介護をしているの心の悩みなど、日頃の思いを気軽に語り合い相談し合う場です。能美市介護を考える会会員スタッフとしてお待ちしております。どなたでも気軽に参加できます。参加申し込みは不要です。

- 【開催日】** 毎月第3火曜日
- 【実施時間】** 午後1時30分～3時30分
- 【開催場所】** 能美市ふれあいプラザ2階

※お盆・年末年始の開催については、お問い合わせください。  
 ※上記以外に曜日・会場を変更して開催する場合があります。  
 日程については、お問い合わせ下さい。

問い合わせ・申請

市社会福祉協議会  
 (能美市ふれあいプラザ2階)  
 ☎58-6200  
 ☎58-6250

地域福祉委員会

見守りネットワークを推進する基礎組織として各町会・町内会では、地域福祉委員会を設置し、住民主体の地域福祉活動を推進しています。

#### 【活動の内容】

- ①高齢者や障がいのある人等への見守り、支え合い、ふれあい活動
- ②地域福祉推進の啓発活動、住民活動
- ③地域課題の把握に関する活動
- ④要援護者の生活を支援する活動

CSW  
 (コミュニティソーシャルワーカー)

- ①～③の機能を総合的に担う役割を持ちます。
- ①相談やニーズ把握を行い、問題解決につなぐ。
- ②地域住民に問題解決を考えてもらう際も、要援助者のみならず、担い手側にたった支援を行う。
- ③地域と専門職のネットワークや支援システムを新たに構築していく。

能美市社会福祉協議会  
 ホームページ  
<http://nomi-shakyo.jp>

問い合わせ・申請

市社会福祉協議会  
(能美市ふれあいプラザ2階)  
☎58-6200  
☎58-6250

## 4 親子サロンとママ友相談の開催(子育て支援)

妊婦さんや、未就園の子どもやその親・祖父母が気楽に集い、ふれあいや交流を深めたり、気軽に子育ての相談をしあえるサロンです。参加申し込みは不要です。サロンでは、先輩ママがスタッフとなりママ友相談もしています。

**【対象者】** 妊娠中の方・未就園の子どもを連れた親や祖父母

**【実施施設】** (根上会場) 西二〇町公民館(コミュニティセンター)(西二〇町122番地)  
(寺井会場) 栗生コミュニティセンター(栗生町〇-11)  
(辰口会場) 岩内コミュニティセンター(岩内町ワ35番地)

**【実施回数】** (根上会場) 水曜日(9:30～13:30)  
(寺井会場) 木曜日(9:30～13:30)  
(辰口会場) 火曜日(9:30～13:30)

※祝日・第5週目はお休みになります。お盆・年末年始の開催については、お問い合わせください。

## 5 いきいきサロン等への活動支援

高齢者の閉じこもり予防や地域の見守り、支え合い活動として町(内)会を単位に、ボランティアで運営されているいきいきサロン等活動の活動費の助成、レクリエーション機材の貸出等の支援をします。(令和7年4月現在79カ所)

**【開催日時及び場所】** 日時は各サロンにより異なり、自治公民館等で開催されています。

**【主な内容】** 健康教室、趣味の講座、昼食会、ゲーム・レクリエーション等

## 6 閉じこもり予防ミニデイサービス「ほがらか会」への活動支援

地域のボランティアが主催する「閉じこもりがちで虚弱な高齢者が参加し、軽いレクリエーションなどを行う介護予防のつどい」を支援します。昼食は摂りますが、入浴はありません。

**【対象者】** 能美市内在住の方で日常生活上、閉じこもりがちで社会参加の機会が必要な高齢者等で、次に該当する人

- 能美市総合事業の対象者で、通所型サービスBの利用を認められ、かつ利用申請のあった人

**【実施施設】** (根上会場) 老人福祉センター「白寿会館」(大浜町ノ35番地1)  
(寺井会場) 能美市地域共生交流館(湯谷町乙25番地)  
(辰口会場) 辰口福祉会館(辰口町ヌ10番地)

**【実施回数】** (根上会場) 毎週木曜日(10:00～14:00)  
(寺井会場) 毎週金曜日(10:00～14:00)  
(辰口会場) 毎週火曜日(10:00～14:00)

**【参加費】** 1回200円 昼食代は、別途自己負担

**【送迎】** 事前に利用の有無についてお聞きします。

能美市社会福祉協議会は、この事業の事務局を担当するなどの支援をしています。

## 7 のみ社会福祉法人連絡会

地域福祉の推進を目的に、市内11社会福祉法人の情報交換や連携を深める機会として設立する連絡会の事務局を担当し、ネットワークづくりを進めます。また、職員研修等を実施します。

## 8 ふれあい福祉事業の開催

障がいのある人もない人も、安心して暮らせるまちづくりの意識の醸成を図ると共に福祉団体同士のネットワーク化を推進する事を目的に、事務局を担当し各種ふれあい福祉事業を実施します。

- 「ふれあい福祉交流会」の開催
- 「障かいを理解するための講座」の開催

問い合わせ・申請

市社会福祉協議会  
(能美市ふれあいプラザ2階)

☎58-6200

FAX 58-6250

## ② 在宅生活支援事業

### 在宅生活支援サービス

独自サービスや市からの受託事業等により支援の必要な高齢者や障がいのある人の在宅生活を支援します。

#### 1 福祉移送サービス(外出支援サービス)

交通機関の利用が困難な人に、リフト付き車両で通院などの送迎サービスを行います。

**【対象者】** 在宅者のうち常時車いす利用者で、一般の交通機関を利用できない次の人

- 重度身体障害者(身障手帳1・2級所持者、取得見込も可能)
- 介護保険法に基づく要支援・要介護認定を受けた高齢者等

**【利用料】** 片道500円(1回) 年間登録費(毎年度)1,000円/年が必要となります。市外や待機時間などは別途加算となります。

**【利用回数】** 原則月4回まで

**【利用日時】** 年末年始と祝日を除く、月～金曜日の午前8時30分～午後5時

**【運行範囲】** 市内および川北町・小松市・白山市(旧白山ろく5村は除く)・野々市市

**【その他】** ● 市福祉タクシー利用助成事業との併用はできません。

- 介護者の同乗が必要です。介護タクシーではありませんので、運転手が車椅子介助をすることはありません。

- 利用を希望する場合は、事前の登録が必要です。能美市社会福祉協議会または担当のケアマネジャーへご相談ください。

問合せ予約専用ダイヤル 58-6260

#### 2 傾聴ボランティア派遣・活動支援

専門的な技能を持つ傾聴ボランティアを、地域で不安を抱える1人暮らし高齢者または日中独居の高齢者宅へ派遣し、地域での孤立感の解消を図ります。また、傾聴ボランティアには研修会を開催するなどの活動支援を行います。 ※能美市より受託

**【対象者】** 一人暮らし高齢者、又は日中独居の高齢者

**【実施場所】** 利用者の自宅 **【実施回数】** 月1回(利用される方のご都合に合わせて)

**【利用料】** 無料

#### 3 たすけあいサポーター派遣事業・「えがお会」活動支援

たすけあい・ライフサポーターが訪問し、買い物や掃除等を利用者とともに行い、利用者自身のできることが増えるよう支援します。また、「たすけあい・ライフサポーター活動支援講座」修了者で組織した「えがお会」の活動支援も行います。 ※能美市より受託

#### 4 生活支援基盤体制の構築推進

市・中学校区に生活支援コーディネーターを配置し、地域の助け合いを支援しています。 ※能美市より受託

#### 5 福耳ネットの開催(難聴者活動支援)

聴覚に障がいのある人や耳の聞こえにくい人の集う場としてレクリエーションや制度・サービス等の情報提供等を行い、社会参加を支援するサロンです。手話サークルや要約筆記サークルの協力により運営します。随時、参加者を募集しています。

※能美市より受託

**【対象者】** 聴覚に障がいのある人や耳の聞こえにくい人

**【実施場所】** 寺井地区公民館 **【実施回数】** 月1回(第4水曜日)

**【参加料】** 無料(但し、福耳ネットグループへの加入が必要です。(会費月200円))

#### 6 めくもりサロンの開催(視覚障害者活動支援)

視覚に障がいのある人の集う場として、レクリエーションや制度・サービス等の情報提供等を行い、社会参加を支援するサロンです。広報のみ等で参加者を募集します。

※能美市より受託

**【対象者】** 視覚に障がいのある人や目の見えにくい人 **【実施場所】** 市内の公共施設等

**【実施回数】** 年4回 **【参加料】** 無料

問い合わせ・申請

市社会福祉協議会  
ボランティアセンター  
(能美市ふれあいプラザ2階)  
☎58-6200  
☎58-6250

## ③ ボランティアセンター

ボランティアセンター  
ホームページ <http://www.nomi-shakyo.jp/vc/>



### 1 ボランティア登録・ニーズ受付・相談・斡旋・保険加入

ボランティアセンターでは、ボランティアの登録及び相談斡旋をするとともに活動保険の加入を推進しています。

● 年間のボランティア活動を補償する活動保険と行事に参加する人を対象とした行事用保険があります。

\*活動保険の加入は社会福祉協議会より助成があります。(対象にならない場合もあります。)

### 2 ボランティア講座開催

ボランティアを気軽にやってみたくなるようないろいろな講座を開催しています。

対象	講座・事業名	開催月
小学生	ジュニアボランティアクラブ	9～12月
中学生	中学生ボランティアチャレンジ体験	通年
小・中学生	福祉体験学習	通年
高校生	高校生ボランティアチャレンジ体験	通年
一般	シニアボランティア講座	通年

地域の助け合いにかかわれる人材の発掘講座をすすめます。

### 3 ボランティアグループの活動支援(助成金交付)

ボランティアグループの活動を推進するために助成します。(応募期間と要件があります。)対象グループはボランティアセンターに登録し、ボランティア連絡協議会に加入しているグループで、次に該当するグループです。詳しくは、ボランティアセンターにお問い合わせください。

- 活動実績が1年以上
- 会員数が5名以上
- 月1回以上の継続した活動をしていること など

### 4 福祉協力校活動支援(助成金交付)

市内の小・中・高等学校を福祉協力校に指定し、児童・生徒の福祉意識の啓発やボランティア活動への参加の意義を理解する取り組みに対し、助成しています。福祉協力校活動連絡会を開催し、福祉教育への取り組みを支援しています。

### 5 ボランティア連絡協議会活動支援(助成金交付)

市内で活動しているボランティアの相互の情報交換、交流などをはかるボランティア連絡協議会の活動費を助成、事務局として支援をしています。

### 6 能美市民ボランティアフェスティバル開催

市内の福祉・環境・健康・生活など、多岐にわたるボランティア活動に取り組んでいるグループ、福祉施設や事業所などが一堂に会し、その活動を広く市民に情報発信するボランティアフェスティバルを毎年1回、市民による実行委員会形式で開催しています。

### 7 ボランティア器材の貸出し

車イス、アイマスクなどの福祉体験用具や、綿菓子機、ポップコーン機、かき氷機等、レクリエーション器材などを貸出しています。

### 8 ボランティア情報発信

ボランティア情報誌「ボラ♥はあと」を年2回発行、能美市ボランティアセンターのホームページ(<http://www.nomi-shakyo.jp/vc/>)において、ボランティア情報を発信しています。

## 9 災害ボランティアセンター体制整備

災害ボランティアセンターの立上げ及び運営に関する訓練を能美市民防災ネットワークと連携して行います。

## 10 能美市民防災ネットワークへの活動支援

町(内)会や壮年団、女性協議会、民生委員・児童委員、ボランティア、防災士などが集まり、災害時に備えて日頃からの連携づくりをすすめ、災害時には、能美市災害ボランティアセンターの運営に協力し、被災者への支援活動を円滑にすすめることを目的に活動をしている「能美市民防災ネットワーク」の事務局を担当し、その活動を支援しています。

## ④ 暮らしサポートセンターのみ

能美市内に在住する生活や仕事でお困りの人の相談に応じ、課題の整理や解決の方法と一緒に考えていきます。また、必要があれば、各支援事業へつなげていきます。相談は無料で、秘密は厳守します。

## 1 生活困窮者自立相談支援事業(家計改善相談含む)

※能美市より受託  
(詳しくは63ページをご覧ください。)

## 2 福祉サービス利用援助事業

石川県社会福祉協議会からの委託を受け、判断能力が十分でない高齢者や障がい者等の日常的な金銭管理のお手伝い等契約を締結し、その権利を擁護します。利用に関する窓口相談やお手伝いをする生活支援員の活動の連絡調整を行います。

**【対象者】** 次に該当し、市内に在住で、判断能力が十分でない人が対象です。

- もの忘れのある高齢者(認知症高齢者)
  - \* 認知症高齢者については、診断の有無に関係なく対象になります。
  - \* 在宅の方だけでなく、病院や施設に入っている人も対象になります。
- 知的障がいのある人、精神に障がいのある人
  - \* 療育手帳や精神障害者保健福祉手帳をお持ちでない人も対象になります。

**【サービス内容】**

- 福祉サービスの利用のお手伝い
  - \* サービス提供事業者を選択するために、事業者の名称やサービス内容などの情報の提供
  - \* ホームヘルパーの派遣やデイサービスなどの利用申込みや契約のお手伝い
  - \* 福祉サービス利用の不満などを担当窓口へ申し出るためのお手伝い
- 日常のお金の管理のお手伝い
  - \* 毎日の生活に必要なお金の出入れ
  - \* 医療費、電話料、税金などの支払い
  - \* 年金や福祉手当の受取り
- 大切な書類などのお預かり
  - \* 年金証書、不動産権利証、保険証書など大切な書類
  - \* 預金通帳や実印
  - \* 大切な書類などをお預かりし、盗難や火災から守るため、金融機関の貸金庫等を利用して保管します。
- 日常生活に必要な手続きのお手伝い
  - \* 住民票の届出や印鑑登録などの行政手続き
  - \* 住宅改造、住居の賃借に関する契約の手続き
  - \* 商品購入に関する簡易な苦情処理制度の利用手続き

- 【申込方法】**
- ①相談受付(無料)…まずは、能美市社会福祉協議会にお電話ください。
  - ②訪問・相談(無料)…能美市社会福祉協議会の専門員が(お宅を訪問し、)詳しく事情をお伺いします。
  - ③支援計画の作成(無料)…サービスの利用が必要な場合には、支援計画をつくります。
  - ④契約(無料)…支援計画や契約内容が決まれば、ご本人と能美市社会福祉協議会・石川県社会福祉協議会の三者間で契約を結びます。
  - ⑤サービス開始(有料)…契約に添って、配置されている生活支援員がサービスを行います。

問い合わせ・申請

市社会福祉協議会  
ボランティアセンター  
(能美市ふれあいプラザ2階)  
☎58-6200  
FAX 58-6250

問い合わせ・申請

市社会福祉協議会  
暮らしサポートセンターのみ  
(能美市ふれあいプラザ2階)  
☎58-6603  
FAX 58-6733

問い合わせ・申請

市社会福祉協議会  
 暮らしサポートセンターのみ  
 (能美市ふれあいプラザ2階)  
 ☎58-6603  
 ☎58-6733

### 【サービスの利用料】

- 専門員による相談から契約までは無料ですが、契約後の生活支援員によるサービスの提供は、利用料が必要です。  
 \* 各サービス料金は、1回1時間まで1,350円です。  
 \* 1時間を超える場合は、30分ごとに450円かかります。
- 書類等の預かりサービスを利用される場合は、貸金庫の利用料が必要です。
- 生活保護を受けている方の利用料は、貸金庫の利用を除いて無料です。
- 住民税非課税の方には、利用料を一部免除できる場合がありますので、ご相談ください。利用料を助成する障害者等権利擁護事業があります。(詳しくは64ページをご覧ください。)

### 【判断能力を欠いている人が、このサービスを受けるための方法】

判断能力を欠いている人が、このサービスを利用しようとするときは、まず、民法に基づく成年後見人、保佐人、補助人を選任することが必要です。成年後見人等が、本人に代わって、その利用内容等を判断し、契約を結ぶことができます。

### 【サービスに不満のあるときの相談方法】

サービスの方法に不満のある場合は、能美市社会福祉協議会または石川県社会福祉協議会にご相談ください。また、それでも解決しない場合は、下記に苦情を申立てることができます。

石川県運営適正化委員会 金沢市本多町3丁目1番10号 石川県社会福祉会館内  
 TEL076-234-2556 FAX076-234-2558

## 3 心配ごと相談

民生委員・児童委員や人権擁護委員、行政相談委員が相談員として、住民の日常生活上の相談に応じ、適切な助言等を行います。(秘密は厳守します)

- 【対象者】 市民(予約制ではありません。直接会場にお越しください。)
- 【実施回数】 月3回(各地区1回ずつ)(祝祭日や休館日は変更になることがあります。)
- 【実施時間】 毎回午後1時30分～3時30分
- 【開設場所】 根上地区…根上サービスセンター/毎月25日  
 寺井地区…ふれあいプラザ2階/毎月5日  
 辰口地区…辰口福祉会館/毎月15日

## 4 弁護士・行政書士・司法書士の無料専門相談事業

弁護士・行政書士・司法書士による無料相談を行います。相談は来所に限ります。相談時間は、一人およそ30分で、1日4組までです。

- 【対象者】 市民(いずれも事前予約が必要です。)
- 【実施回数】 弁護士 月3回、行政書士 月1回、司法書士 月1回
- 【実施時間】 毎回午後1時30分～3時30分
- 【開設場所】 能美市ふれあいプラザ2階

\* 開設日については市広報誌「のみ」、市社協広報誌「ほほえみ」をご覧ください。  
 \* 弁護士無料法律相談は利用回数に制限があります。詳細はお問い合わせください。

## 5 生活福祉資金等貸付事業

### ■能美市福祉資金

資金の貸付と必要な援助及び指導を行うことにより、その経済的な自立と生活意欲の助長、促進を図り、安定した生活が送れるようにすることを目的とします。

- 【対象者】 ● 能美市に住所を有する低所得世帯、各種障がい者世帯、高齢者世帯などで、市社会福祉協議会会長が必要と認め、他から資金の融通を受けることが困難な世帯。  
 ● 生活保護申請中で受給決定までの生活費等が必要な人。
- 【貸付限度額】 ● 原則として一世帯200,000円(無利子)  
 ● 生活保護申請者は一世帯50,000円
- 【返済方法】 原則として貸付の翌月から24か月以内とし、返済計画に基づき償還。
- 【その他】 連帯保証人が必要です。

### ■石川県生活福祉資金

石川県社会福祉協議会が行っている事業で、他からの借入が困難な収入が少ない世帯、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を持っている世帯、65歳以上の介護が必要な高齢者と共に生活している世帯を対象に貸付を行います。世帯の経済的自立と生活意欲の助長並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることが目的で、利用についての初回相談は各市町社会福祉協議会が担当します。(詳しくは99ページ、100ページをご覧ください。)

## 6 成年後見利用促進事業

※能美市より受託(詳しくは64ページおよび表2ページをご覧ください。)

▼生活福祉資金貸付制度資金種類および貸付条件等一覧

資金種類	貸付条件						
	貸付上限額	貸付期間	据置期間	償還期間	貸付利子	連帯保証人	
総合支援資金	失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯に貸し付ける資金						
生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	(二人以上)月20万円以内 (単身世帯)月15万円以内	3月以内 (最長12月以内)	最終貸付日から6月以内	10年以内	連帯保証人を立てる場合は、無利子 連帯保証人を立てない場合は、年1.5%	原則1名必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可
住居入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内	——	貸付の日(生活支援費と合わせて貸し付けている場合には、生活支援費の最終貸付日)から6月以内			
一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60万円以内	——				
福祉資金	低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金						
福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要なであると見込まれる費用	限度額目安	——	貸付の日(分割による交付の場合は最終貸付日)から6月以内	目安	連帯保証人を立てる場合は、無利子 連帯保証人を立てない場合は、年1.5%	原則1名必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可
	・生業を営むために必要な経費	460万円			20年		
	・技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能習得する期間が (6月程度) 130万円 (1年程度) 220万円 (2年程度) 400万円 (3年以内) 580万円			8年		
	・住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円			7年		
	・福祉用具等の購入に必要な経費	170万円			8年		
	・障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円			8年		
	・中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円			10年		
	・負傷又は疾病の療養に必要な経費（健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む。）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が1年を超えないとき 170万円 療養期間が1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なとき 230万円			5年		
	・介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が1年を超えないとき 170万円 介護サービスを受ける期間が1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なとき 230万円			5年		
	・災害を受けたことにより、臨時に必要な経費	150万円			7年		
	・冠婚葬祭に必要な経費	50万円			3年		
	・住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円			3年		
	・就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円			3年		
	・その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円			3年		
緊急小口資金	次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用 ・医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要とき ・火災等被災によって生活費が必要とき ・年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要とき ・会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要とき ・滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき ・公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき ・法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要とき ・給与等の盗難によって生活費が必要とき ・その他これらと同等のやむを得ない事由があつて、緊急性、必要性が高いと認められるとき	10万円以内	——	貸付の日から2月以内	12月以内	無利子	不要

教育支援資金		低所得世帯対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金						
教育支援費	低所得世帯に属する者が学校教育法に規定する高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	※特に必要と認める場合に限り、貸付上限額の1.5倍まで貸付可	(高校) 月3.5万円以内 (高専) 月6.0万円以内 (短大) 月6.0万円以内 (大学) 月6.5万円以内	_____	卒業後 6月以内	20年以内	無利子	(不要) ※世帯内で 連帯借受人 が必要
就学支度費	低所得世帯に属する者が学校教育法に規定する高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費		50万円以内					
不動産担保型生活資金								
不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金		・土地の評価額の7割程度 月30万円以内	借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間	契約終了後 3月以内	据置期間 終了時	年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率	原則1名必要 ※推定相続人の中から選任
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金		・居住用不動産の評価額の7割程度(集合住宅の場合は5割) 貸付基本額の範囲内(生活扶助額の1.5倍以内)					不要

問い合わせ・申し込み

寺井あんしん相談センター  
(能美市ふれあいプラザ2階)

☎58-6117

☎58-6733

⑤ 能美市寺井あんしん相談センター

※能美市より受託

(詳しくは表4ページをご覧ください。)



ひぽ能ん ぽぽ能ん ゆず美ん

能美市公式キャラクター

## 問い合わせ先一覧

			電 話	FAX
健康福祉部	福祉課	来丸町1110番地	58-2230	58-2294
	福祉事務所	来丸町1110番地	58-2230	58-2294
	子育て支援課	来丸町1110番地	58-2232	58-2293
	子育て支援センター	寺井町た8番地1	58-8200	58-8500
	こども相談ステーション	寺井町ぬ48番地	58-1420	58-6897
	いきいき共生課	来丸町1110番地	58-2233	58-2292
	介護保険室	来丸町1110番地	58-2239	58-2292
	健康推進課	寺井町ぬ48番地	58-2235	58-6897
	保険年金課	来丸町1110番地	58-2236	58-2293
総 務 部	総務課	来丸町1110番地	58-2200	58-2290
市民生活部	税務債権課	来丸町1110番地	58-2206	58-2292
	市民サービス課	来丸町1110番地	58-2213	58-2293
	寺井サービスセンター	寺井町た35番地	58-2216	58-2299
	根上サービスセンター	中町子86番地	58-2215	55-4113
能美市立病院		大浜町ノ85番地	55-0560	55-0815
健診センター		大浜町ノ85番地	55-2310	55-2311
はまなすの丘		大浜町ム52番地18	55-8855	55-8860
能美市社会福祉協議会		寺井町た8番地1	58-6200	58-6250

### ■編集・発行

能美市健康福祉部福祉課

TEL. 0761-58-2230

FAX.0761-58-2294

《E-mail》 fukushi1@city.nomi.lg.jp

《能美市ホームページ》

🏠 <https://www.city.nomi.ishikawa.jp>

令和7年7月発行

本書は見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。